

○事務局 それでは、お時間ですので始めます。本日は 13 時半から 15 時半までお時間をいただいています、最初の 30 分については米の需給調整について意見交換をさせていただきます。質問は 9 問、事前に送付させていただいておりますので、30 分間ですから、最初の 10 分程度で御説明いただきまして、その後、意見交換をいたします。早速ですが、よろしく申し上げます。

○村井需給対策調整室長 それでは、よろしく申し上げます。農林水産省、総合食料局計画課の村井でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。初めに、本題とは違いますが、今回の事故米の関係で食の安全を損なうような事態を招いたことを、大変、我々、深く反省しております。こういった事態を二度と起こさないように再発防止に全力を挙げて努めてまいりたいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いをいたします。

それでは、本題の方に入りたいと思います。「米の需給調整システムについて」ということでいただいております項目について、お手元のペーパーに基づいて簡単に説明をさせていただきますと思います。

まず、6 の（1）の関係でございます。地域水田農業推進協議会の構成員につきましても、要綱におきまして市町村、あるいは農業関係者、そのほかに実需者であるとか、消費者団体等々、地域の実情の応じた構成員で組織をするということにしております。

そういった中で当然、学識経験者の方が構成員になることについては何の支障もないということございまして、国としても地方農政事務所等が地域協議会にオブザーバーとして参画する中で、必要であればこうした学識経験者を迎えるということで、公平性確保に努めるよう指導をしているところでございます。

しかしながら、地域協議会の大きさは、市町村合併等の関係もございすけれども、まちまちになっているというようなことがございます。そういった中でお願いをするにしても、その地域で適当な人材がなかなか見当たらない、見つからないというようなケースもあるということで、結果的にその地域の農業関係者が中心になって議論をされているというようなこともあり得るだろうと。

そういったことは実態として我々も認識をしておるわけでございまして、こういったことが公平性の観点から問題があるということであれば、国としても引き続き改善指導を行っていかねばいけないと認識をしておるところでございます。

続きまして、（2）でございす。農家ごとの生産数量目標の配分の一般ルールの設定に当たりましては、地域内の関係者によります客観性・透明性を持った議論が何よりも重要であるということは我々も認識をしておるところでございまして、そういった観点からも可能な限り、農業関係者のみならず、実需者、消費者団体等々、構成員として参加をしていただけるよう最大限、努力をする必要があると認識をしております。

このため、国といたしましても各農政事務所等々が積極的に協議会にオブザーバーとして参画するというようなことで客観性・透明性のある運営について指導ができるように、そういったことで引き続き取組をしていきたいと思っております。

続きまして、6の(3)でございます。まず、農業者ごとの生産数量目標の方針作成者間調整の関係でございますけれども、これは生産調整の仕組みの中といいますか、これは実際には要領で定めているということになりますけれども、16年からの米政策改革のもとの需給調整システムの中では既に実施することは可能ということで、取組もこれまで数量的になかなか大きな数量になっていないのではという問題はありますけれども、そういった取組も見られるというような状況でございます。

しかしながら、その取組実績は同一県内のものになっているということでございまして、県をまたぐ調整につきましては、数量の受け手を希望する方針作成者は多数存在する一方で、出し手としてそれを希望する方針作成者がなかなか出てこないということで、その実績はほとんど行われていないというのが実態でございます。

このため、20年産の県別の需要量情報の算定に当たりましては、国も間に入る形で都道府県間の調整を行うということで、そういったスキームを組み込んだところでございまして、20年産におきましては出し手は実際、1県にとどまりましたが、受け手7県ということで、参加した県の数が8県、やりとりがあった数量が都合、7,580トンということになっておりまして、こういった一定の成果は得られたのかなと考えております。

21年産以降、またどうするかということ、これもまた関係者の皆様の御意見を伺いながら考えていかなければいけないと認識をしておりますけれども、基本的には引き続き、何らか、こういった県間調整のスキームを取り入れていきたいということで、そういった方向で検討をしていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、6の(4)でございます。農林水産大臣の判断基準ということでございますけれども、食糧法におきましては米穀の生産者、あるいは生産出荷団体等が生産調整方針に従った米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量目標の設定方針、それから、生産数量目標を達成するために取るべき措置、こういったことを記載した「生産調整方針」を作成していただいて、その方針が適当であるかどうかを農林水産大臣が認定するというところになっております。

国といたしましては、こうした生産者等の自主的な取組を支援するという観点から、「需要量に関する情報」を策定・公表するというところ、それから、生産調整方針の認定に当たっては認定申請書にまず生産調整方針に従った数量目標の設定方針について、農業者別の設定方法、農業者別の作付目標数量、あるいは作付目標面積の設定方法、農業者別の生産目標数量、あるいは作付目標面積の通知の仕方、こういったものを書かせると。

それから、生産目標数量を達成するために取るべき措置として、地域ビジョンに記載されている作物戦略の内容、豊作によって過剰米が発生した場合の対応方針、こういったことを記載していただいて、生産調整目標を達成するために取るべき措置が適当な内容になっているかどうか、こうしたことを見ながら判断をさせていただいているということでございます。

続きまして、6の(5)でございますけれども、ここの解釈の問題でございますけれども

も、食糧法におきましては生産出荷団体等が生産調整方針の作成、その適切な運用のために地方公共団体等に対して必要な協力を求めるということが規定をされております。地方公共団体は生産出荷団体等から協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及び適当な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業振興に資すると認められるときには、必要な助言・指導を行うように努めるということで規定をされているということでございます。

現在の地方公共団体を含む区域内の関係者が一体となってこの「地域水田農業ビジョン」を策定しているということで、基本的には、これは実態から見るとということになるかもしれませんが、水田農業の振興に資する取組を推進しているということは一般的には言えるのではないかと。そういう意味で地方公共団体が「地域水田農業ビジョン」に反して判断をされるというようなことは、余り想定をされないのではないかと。

要するに地域ビジョンに沿っていけば、その地域ビジョンそのものがその地域の特性を踏まえて策定されているということで認識をしておりますので、ビジョンから外れるようなことをやろうとか、そういうことについてはなかなか難しいことがあるかと思えますけれども、一般的にはそういった事態は余り考えられないのではないかと認識をしております。

続きまして、6の(6)。これは経営局の関係でございますけれども、ちょっと遅れているようですので、済みません、私の方から紙に沿って説明をさせていただきます。6の(6)の関係についてでございますけれども、まず、農業経営改善計画、これは農業経営基盤強化促進法に基づきまして農業改善計画がこの法律に定める認識基準に適合しなかった場合には、それを取り消すことができるとされております。

具体的には第12条第4項第2号という点になりますけれども、「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」ということのその解釈として、これは農林水産事務次官の依命通知ということになっておりますけれども、この通知の中で認定基準に該当すると認められない場合として、「水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画」を例示しているということ。

それから、これは経営局長通知の方になりますけれども、経営局長通知におきましても、「例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行うことによって、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっている場合には、事案によっては取消事由に該当することになる」という考え方を示しているところであります。

スーパーL資金につきましては、借入者が生産調整非実施者となったことをもって、直ちにその繰上償還を強制させるというような規定は存在はしておりません。そもそも、スーパーL資金は農業経営改善計画の認定を受けた農業者が当該計画期間中に同計画に従った経営改善の取組を図ることを目的として、農林漁業金融公庫法上、特別に措置をされ

た資金であるということから、農業経営改善計画の認定を受けて、かつ、その計画に従って計画期間の満了まで経営改善の取組みが実際に行われているということが資金の貸付けの前提条件となっているということでございます。

したがいまして、期間中に農業経営改善計画の認定が取り消された場合には、その資金を使用することにより取り組むべき改善計画が存在しないということになりますので、資金の目的である経営改善が行われていないということになります。こうしたことから、農林漁業金融公庫はこのような違法状態を是正するための手段として、繰上償還を求めることができるものと解することができると考えております。

そういったことから、生産調整目標を達成しない都道府県・地域が生じた場合、目標達成地域との公平性確保の観点からも、各種補助事業・融資について一定のペナルティー措置は講じざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、6の(7)でございます。現行の需給調整システムにおきましても、配分を受けた生産目標数量を方針作成者間同士で調整することが可能ということでございますけれども、これは先ほど説明したとおりでございます。受け手として希望する方針作成者は存在するということですが、一方、出し手として手を挙げてくれる方針作成者がなかなか見当たらないということで、実績としてなかなか進んでいない、実情としては、困難な状況になっているということでございます。

同一県内におきましては県の生産出荷団体が仲介した調整、あるいは都道府県をまたぐ調整につきましては、国が仲介をした調整を行っているところでありまして、20年産の都道府県間調整の関係については、先ほど御説明したとおりでございます。

続きまして、6の(8)でございます。例年、各都道府県ごとの翌年産米の需要量に関する情報は11月に公表されることになっております。これを受けて都道府県から市町村段階への需要量に関する情報についても12月末までには提供されているというのが実態でございます。基本的にはこれらの情報を踏まえ、翌年産の種子の購入量を判断していただけないかなと考えているところでございます。

また、需要量に関する情報の算定方法につきましては、これは公開をしていることになっておりまして、7月に基本指針で示しております需要見通し、速報値ではございますけれども、こういった需要見通し等のデータを見ていただければ、これは県庁等の担当者の方であれば、ある程度のその推計をすることは可能であるということになっておりまして、各都道府県、こういった情報も、参考としていただければと考えているところでございます。

それから、6の(9)でございます。まず、主食用米の需要でございますけれども、19年産につきましては、昨年、秋の見通しよりも実は20万トンほど、6月末の調査の結果、20万トンほどプラスに転じているという状況になっております。小麦価格の高騰等、そういったことが背景になっているのかなと考えておりますけれども、そういった意味でこのところ、米の需要が堅調といたしますか、そういった傾向が出てきておりますけれども、

ただ、基本的には昭和 40 年の半ばから生産調整を実施してきているということでおわかりいただけますように、主食用の米の消費量は減少傾向で来ているということは間違いないということで、現在の需要レベルを前提にすれば、全水田面積のうち約 6 割で主食用の需要が賄えるという状況にあるということでございます。

一方、世界的な食糧需給の逼迫という状況も出てきております。そういった中で食料の安定供給を確保するためには、連作障害の少ない優れた生産装置である水田をフル活用するということが、自給率・自給力の向上につながっていくことが極めて重要であると我々は認識をしております。政策課題としても大変高い位置付けをしておるところでございます。

このため、今後とも水田において生産調整を確実に実施し、これは当然、主食用米の需給バランスを図るという意味での生産調整ということになりますけれども、生産調整を確実に実施しながら、その主食用の需給バランスを維持する。それから、日本の生産調整につきましては、休耕を義務付ける E U 型の減反とは異なっていると我々は認識しております。

6 割の水田面積で主食用米の需要を賄って、残りの約 4 割の水田をフルに活用して自給率の低い麦、あるいは大豆、こうしたものを生産するとか、更には米粉、飼料用米等、主食用以外の米の需要ということを見越しながら、こういった用途向けに低コスト生産を進めていくということで、食料供給力を強化して自給率の向上を図っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、御質問の方をお願いします。

○八田委員 8 ページの米需給システムのところで、出し手がほとんど存在しないというのですが、これの値付けはどうなっているのでしょうか。

○村井需給対策調整室長 値付けといたします。

○八田委員 要するに、この受け手としては、当然、お金を払うわけですね。

○村井需給対策調整室長 この都道府県間調整の仕組み、これは 20 年産からスキームとして組み込んでという話をいたしましたけれども、この場合につきましてはいわゆる産地づくり交付金についての配分について、一定の県ごとの配分の中でちょっと色を付けるということにいたしまして、具体的には数量の出し手ですね。主食用米の作付けを減らして、ほかの作物に転換するというので申し出ていただいた県に対しては、1 トン当たり 11 万円、これは産地づくり交付金の上乗せ部分といたしますか、新需給調整システムの部分で対応しておりますけれども、11 万円の産地づくり交付金を上乗せするというようにしております。

出し手の方は、これはもうオークション形式のような感じで、1 トン当たり幾らで出すかということで、要するに、例えば 1 トン当たり産地づくり交付金 4 万円を差し出しますということであれば、各県のその基本的な配分額から 4 万円を差引くというような形でその調整を行ったということですが、一方、自主的にやっていただく方針作成者間

の調整なり、あるいは国が間に入らない形で、これは別に都道府県間でやっていただくということも、当然、全く支障はないのですが、この場合について、今、お話をあつた実際のその裏となるお金のやりとりについて「どういった単価で」ということについては、特段、そのルールは存在していません。当事者間の話し合いによって決めて、決まっているというふうに認識をしております。

○八田委員 わかりました。そうすると、先ほどおっしゃった1トン当たり11万円の交付金の調整は、これは受け手に対する交付金。

○村井需給対策調整室長 そうですね。去年の実績で申しますと、具体的に言うと、数量の出し手は佐賀県だけでした。佐賀の場合には基本的に主食用米から大豆への転作ということが取組の基本なのですが、この場合、1トン当たり11万円ということで、大体、大ざっぱに計算すると、1反当たり約5万5,000円ぐらい、その産地づくり交付金が付くという大ざっぱな計算が成り立ちますので、佐賀県としては1反当たり5万5,000円の産地づくり交付金が来るのであれば、主食用米から大豆へ転作するというところでそのインセンティブが働いたのだらうと考えております。

○八田委員 念のためですが、その受け手というのは生産調整をしなくても済む人たちですね。

○村井需給対策調整室長 数量の受け手ですね。数量の受け手はそうなりますね。

○八田委員 そうですよ。それで数量の受け手に対して、調整しなくて済むその分だけ交付金が減らされるわけですか。

○村井需給対策調整室長 はい。先ほど申しましたように、基本的には受け手につきましてはこの20年産で取ったやり方は欲しい数量を出していただいて、その数量1トン当たり幾ら、基本的にその県に配分予定の産地づくり交付金から減額しても構わないかということを出していただいて、その出したときの単価が多いところから、要は優先的にその数量を配分している。そういうやり方を取っております。

○八田委員 今のところは、この11万円はある意味でとんとんになる。

○村井需給対策調整室長 11万円というのはその出し手に対して国がその産地づくり交付金の一定額を、まず各県に配らずに、国の方で留保いたしまして、その留保した額から出し手の方に対しては、今、申しましたように、1トン当たり11万円の産地づくり交付金の上乗せというような形で配っております。

出し手の方の財源は、それをそのまま受け手の方に流すというのではなくて、要するに国の方で吸い上げてしまって、残った産地づくり交付金はまた各県への配分ルールに従って、またこの都道府県間調整のスキームに参加しない都道府県も含めて、二次配分ではありませんけれども、追加配分を行っている。そういう形になっております。

○八田委員 繰り返しになりますが、受け手は、この生産調整の受け手という意味ですよ。

○村井需給対策調整室長 生産調整の受け手というより、主食用米を作付けしないという

意味での受け手ですか。

○八田委員 ここで言っている出し手と受け手なのですが、それがどちらであろうと受ける価格と払う価格は、普通なら等しいと思うのですが。

○村井需給対策調整室長 これは当方で作成した文章の中では、目標数量の受け手という意味ですね。だから、目標数量、要するに主食用米の作付けを増やしたいというところがいっぱいあるけれども。

○八田委員 作付面積を増やしたい。

○村井需給対策調整室長 だから「減らして、ほかのものに転換していいですよ」と申し出てくれるところがなかなか見当たらない。そういう意味ですね。

○八田委員 要するに「生産調整をもっとしてもいいよ」というのが、出し手なのですね。

○村井需給対策調整室長 そうです。そういうことです。

○八田委員 けれども、その出し手に払うお金は11万円だというんでしょう。

○村井需給対策調整室長 そういうことです。

○八田委員 そうですよ。もっと出せばいいわけですよ。

○村井需給対策調整室長 そこは確かに、単価としてどの程度の水準が妥当かというのはあると思います。ちなみに去年、11万円ということで設定をさせていただいた基本的な考え方は、大体、ある程度の面積、生産調整で転作をしていくということになってくると、やはり主力が麦なり大豆なりでも、そういった品目ということになりますけれども、そういった品目の主力産地といますか、主産地の産地づくり交付金の単価設定の状況を見ると、大体、5万円とか6万円のところが多いというような実態がございますので、そういったものを踏まえてこういった数字にさせていただいたというところでは。

○八田委員 それで今度、受け手の方は、最終的には大体幾らぐらいで配っているのですか。

○村井需給対策調整室長 確か「最低の単価を4万円にしてください」ということでお願いをしたのですが、なかなか、それほど高い単価、そういうところまでは行かなかったと思いますが、済みません、今、手元に資料がないのですが、高いところでは5万円とか、それぐらいの単価でお出しになっていたのではないかと思います。

○八田委員 最終的には、その希望価格というのは。

○村井需給対策調整室長 大体、4万円ぐらいに張り付いていうところが多いですね。

○八田委員 価格を変えてはまずいではありませんか。いろいろ入札して、最終的に、数量がこの需給調整するところの値段で決まったら、どんな希望価格を出していようが、最終的な価格で皆統一してやるべきですよ。

○村井需給対策調整室長 なるほど。

○八田委員 そうしないと、そもそも入札価格がどうなるか、要するに自分が高く言っていたら買ってもらえるのなら本当は安く売ってもいいのに戦略的に高い値をつけるという操作が起きてしまうから。

○村井需給対策調整室長　こういうやり方をやったのです。要するに、例えばA県は数量が1,000トンなので1,000トン欲しいと。1,000トンを、では産地づくり交付金で1トン当たり幾ら減額していいですかということで、数字を出してもらいます。例えば5万円なら5万円ということになります。

B県はそれに対して500トンなら500トン、それに対して幾ら減らしていいかという、4万5,000円なら4万5,000円という単価を出してきたとしたら、A県が要するに単価的には5万円ということで、その削減幅は大きくていいですよと申し出てこられたので、A県に優先的にその数量を配分する。そういう考え方でやったということです。

○八田委員　そうですね。そうすると、その5万円で、このB県も5万円で出していたら、出してもいいと。

○村井需給対策調整室長　出していたら、要するにそこはもう出していた数量に応じてその配分というか、按分する。そういう考え方です。

○八田委員　2段階で出せるんですね。5万円ならこれだけ、4万5,000円ならこれだけということ。

○村井需給対策調整室長　そういうことです。

○八田委員　でも、1500トン与える場合にA県に対してもB県に対しても共通の4万5,000円を出すことにすれば、それは本当に市場的ですね。

○村井需給対策調整室長　はい。

○八田委員　その値段がその「出してもいい」というか、「もっと耕したい」というところが安くて、それで生産調整を大きく受け入れてもいいというのが11万円だから、ちょっと逆ざや的な。

○村井需給対策調整室長　逆ざや。そうなんです。そのところは確かにそういう議論があるかと思いますが、これまでの都道府県間調整、これは基本的に系統団体を中心に、19年産までは系統団体を中心に自主的に取り組んでいただいていたのですが、やはり、ほとんど実績が上がっていないという状況がございます。

その背景として、我々はやはりいろんな都道府県の方なり、そういったところでお話を伺っていると、まだやはりどうしても米に対する思い入れというか、できれば米の作付けを増やしたいというような意向が現場感覚としては非常に強いという中で、その出し手として手を挙げるかどうかということになってくると、そういった現場の生産者の皆さんを説得して調整をしなければいけないというようなことになりますので、今回、これまで実績のないところに、できればこういった考え方がある意味では定着させていきたいという思いがあったものですから、少し逆ざや的に出し手の方に対するインセンティブを厚くしたという基本的な考え方でありました。

○八田委員　わかりました。どうもありがとうございました。

○本間専門委員　関連して、それだけ都道府県間の調整を、インセンティブ・メカニズムを多少使いながらやられているわけで、それがどうして個人まで落とせないのか。つまり、



農林水産省としては総量を管理すれば、全く問題ないわけですよ。

○村井需給対策調整室長　そうですね。そういった意味で、その個人までというのは、今、さっきお話がございましたけれども、個人間でのそのやりとり、「だめよ」というふうにしているわけではないというのは、もう、これは先生も十分、御理解をいただいていると思いますけれども、結局、そうなってくると幾つか項目をいただいている中に規制改革会議側の問題意識もそこにあるのだらうと思うのですが、結局、地域協議会なら地域協議会でその議論の中で、それぞれの個人に対してどういうルールで配分するか、やはりそこに行き着いてしまうということですよ。

本来であれば、そのこのところでそういう地域の担い手の状況であったり、あるいはそういった各産地でどういった品質の米がとれるとか、そういったものに対する評価がどうか、そういったことを勘案して、できるだけ地域でそれぞれフレキシブルに配分ルールを決めて、できるだけそういう皆さんが納得のいくようなルールにさせていただくというのが基本でありまして、その上でその配分した数量について更にその個人間でやりとりをするということについても、これは別に何ら問題はありますが、結局、やはりそのこのところで、今、申しましたように、なかなかそのもらった数量というのは「自分の権利だ」ではないですけれども、そういった意識がまだまだ根強いということがあって、なかなか、その地域の中で出し手になってくださる方が見当たらないということではないかなと思います。

○本間専門委員　この場合だったら、結局、その売買の価格で調整するわけで。

○村井需給対策調整室長　本来はそういうことですよ。

○本間専門委員　どうもそこに対してその予見というか、予断というか、そういうものが入っているような気がしてしょうがないですよ。

○村井需給対策調整室長　そうやったらいいのですが、地域でまたそういうルールを本当は自主的に考えていただいて。

○本間専門委員　逆に言えば地域の特性とか、初めの割当てのところでそれを勘案して、地域に振っているわけですよ。

○村井需給対策調整室長　はい。

○本間専門委員　その割り振りがうまく機能しているかどうかということを調整するためにも、生産数量の売買は望ましい結果をもたらすはず。

○村井需給対策調整室長　そういう意味で言うと、なかなか国の方で「こういう仕組みをつくりなさい」とまでは強制できませんけれども、今回のこういった、国の場合はどうしても国から都道府県までなので、都道府県間調整ということになりますけれども、またこういった取組みを参考にしながら、その地域の中での調整のルールとして、一つ、参考にしていただければいいのではないかとはい思います。そこはおっしゃるとおりだとは思いますが。

○八田委員　電力の場合には、今、30分ごとの取引が行われていまして、田町にある取引

所でやっていますが、これは、国のものではないけれども、一応、電気事業分科会で中間法人としてそういう取引所をつくるということを決めまして、役所も随分、応援したのです。それで非常にうまく機能しています。だから、そういう形の取引所をつくるということは可能なのではないかと思いますけど。

○村井需給対策調整室長 何回も申しますけど、そういったのをだめということは、全然、我々はそういう指導をしているわけではなくて、本当に自主的にやっていただく分にはいいのですが、それは今、お話があったように、ありていに言うと、どの程度までの言い方で指導をするかということになるのかもしれないですね。

○八田委員 市場だから、いろいろ、監視の仕組みも要るし、それはそれでやはり官が介入していかないとできないですよ。

○昆専門委員 地域協議会のことは、農林水産省としては今の地域協議会の運営の形にやはり問題を感じていらっしゃるのですか。

○村井需給対策調整室長 基本的に、これもまたある意味でその議論は本当に地域の皆さんが納得をしていただくまで、議論、その配分ルールをどうするかということの一つ取っても、納得をしていただくまで議論をしていただくというのが基本だと。

仮にそういった中でどうしても、やはり、なかなか、そこに参加されている皆さんにとって、それぞれにとって100点満点という解答はなかなか難しいかもしれませんが、それでもある程度、「こういう考え方で、こういうことだったら仕方がないな」というぐらいのところに落ちてもらわないと困るというのが一つあります。

そうした中で、現場のあちらこちらから、その管内の関係者の一定程度というか、一定規模といいますか、そんなに少ない数ではない方から不満の声が上がるというような事態になっているのであれば、それはその地域協議会の運営として何らか改善すべき点があるのだろうということはやはり推測されるわけで、そういったところについては、今、申しましたように、今のシステムは地域できちんと話し合いをやってもらうことをベースにしている以上、それが崩れてしまうと、もう、システムとして機能していないということなので、そういうことでうまくいっていないということであれば、そのところはやはり改善をしていかなければいけないということになるかと思います。

○昆専門委員 具体的にこんな問題があるのかもしれないなというようなところは、ないのですか。

○村井需給対策調整室長 済みません。ちょっと、まだ具体的な事例として私の耳には入っているところはまだないのですが。

○昆専門委員 いわゆる事業的な農業経営者と、例えば転作の作物、特に加工米などに関して、特定の勢力のところに行ってしまうなどという話をよく聞くわけです。制度的というよりも、農村、農業社会の構造的な問題としてそういうことが起こり得るだろうなということは想像できますよね。

○村井需給対策調整室長 そうですね。

○昆専門委員　そういうことがやはりこの地域協議会の構成員バランスのために起こり得るかなという感触もお持ちではないのですか。

○村井需給対策調整室長　そうですね。そういった意味でいうと、特に生産調整の目標をこなすために、いわゆるブロック・ローテーションというか、そういう形で取り組まれている地域が多々あるということになろうかと思えますけれども、そういう地域では、やはり、一つ、今、お話があったように、まさしくこの地域の輪で何とか達成しているというようなことがベースになっているのだろうなということですよ。

そういった中で、今、お話があったように、基本的にはそれぞれ、皆さん、個人的な思いがいろいろある中で何とかその地域で達成しようということ、そういう仕組みをつくっているわけですが、そういったところでどうしても、渋々、そういう輪に加わりながら、なかなか本音のところでは納得されていないという方もいらっしゃるでしょうし、あるいは最近の、いろいろ大規模にやっていたらっしゃるような方が出てきている中で、大規模にやっていたらっしゃる方というのはやはりそのブロック・ローテーションの中でやるという感じになりませんので、そういった方とその地域でもそういう小規模農家の方を中心としたそういう仕組みとの間で、どういうふうなバランスをとっていくのかというようなどころについて、だんだん、課題が出てきているのかなというところは、問題意識としては持ってはおります。

○昆専門委員　農業振興としても、技術的にも経営的にも健全な形で行われれば、ブロック・ローテーションは望ましいことですよ。ところが、そういうブロック・ローテーションを全く個人の一法人の中で健全にやっているところもあると思うんですよ。自分の経営的判断の中で。

ところが、ブロック・ローテーションをするのだという建前の中で、実は全然、ブロック・ローテーションではなくて、作物も固定化してしまっているケースも少なくない。むしろ、これをほかの作物に循環して、大豆の後だったら、麦の後だったら、何年やったら、こちらはもっと乾いているのだから、こちらでやろうよという働きかけを誰かがしてもそうならない。私が比較的、事業的農家との行き合いが強いせいもあるかもしれませんが、そういうケースはますます増えてきているような感じがします。同時に昨年、今年のように肥料コストが上がっていったりしていきますと、ブロック・ローテーションをやりますという建前でやった人たちが、ますますいい加減な耕作になり、結果として耕作放棄になってしまうこともあるでしょう。そういうふうに、本来の政策目的として考えたようなことがどんどん実現されていかなくなる。そこにあるのは、むしろ、それが天から降ってくる金を自分のところに入れるのにどうしたらいいかという、モラルハザードがおきていくと感ずるのです。

その辺のところ、ここのお答えの中にも「引き続き改善指導を行う必要があると考える」ということですが、改善指導というよりも、もう一歩、何か政策的、制度的に踏み込んだことというのはお考えにはならないのですか。今の時代状況を踏まえて。

○村井需給対策調整室長 なるほど。そういった意味では、今、個人的な、最近、感じているところでお話をさせていただきましたので、まずはやはり現場の実態といいますか、状況がどうなっているのか、そのところをまずやはりよく勉強しなければいけないのかなという感じがいたしますね。

○本間専門委員 最後のところの6の(9)、10ページですけれども、生産調整は減反ではなくて、代替作、ほかの自給率の低い麦とか大豆を生産することで自給率向上にという意義があるという御主張ですが、石破大臣も「自給率は結果であって、大事なのは自給力だ」ということを明言されておりますし、そういうことからしますと、自給率の話は今日のテーマではなくて、むしろ明日やるということですが、米の需給調整に関していいますと、先ほど、「米はやはりつくりたい」というお話がありましたけれども、そこは生産者は需給均衡価格が見えていないと思うんですよ。

だから、どこまでの国内価格だったら米をつくるという考えが、それぞれで、随分違って、それが見えないことが将来の生産とか、あえて国で言えば計画、そういうところもなかなか立ちにくいんだと思うのです。ここはやはり、少なくとも需給均衡価格に向ける方策で需給調整をやっていくのが、基本的な政策ではないかと思うのです。その結果として自給力が高まっていくと。

だから、麦、大豆を前面に押し出して、私に言わせれば需給に合った形で、麦、大豆を増やしているとはどうも思えないけれども、そういうことも含めると、やはり国内の需給均衡価格に調整していくことこそが需給調整なのではないかと思っているのですが、その辺り、どうですか。お伺いしたいと思います。

○村井需給対策調整室長 確かにその価格というものをどうとらえるか、これはこれからやはり我々としても、いろんな角度から考えていかなければいけないなと思っております。そういった中で、いずれにしてもこの水田農業の構造改革、ハードランディング的な手法を取るのか、ソフトランディング的な手法を取るのかという問題が一つあるのかなと、個人的に思っておりますし、やはり担い手を育てながら構造改革をどんどん進めていくというために、どういうその仕組みが一番ふさわしいのかという角度から考えていかなければいけない。その中で、今、お話があったその価格というものをどう位置付けるのかということも、やはり一つの検討課題になってくるのかなと思っています。

○八田委員 最後。このほかの商品市場とかと違って、これはすごく簡単なんですよね。一年に一度だけですから、しかも、30分おきとかということもないし、市場操作の範囲も非常に制限されていると思うのです。だから、できれば国が胴元になってやられれば、一番簡単で、そして今、本間先生が御指摘になったようなことは解決するし、県でできるわけがないですよ。

だって、本当に欲しい農家、それからどうしても売りたい農家に直接入ってもらえるのに、県では結局、それを買い取っても、そういうところにきちんと売れるような仕組みがないわけですからね。そうすると、一つは国全体でやるべきだと思いますが、も

う一つはその県の中で、一つの県の中で一度配分されたものを売り買いしても、これはもう全く法制的には問題ないという御意見ですね。

○村井需給対策調整室長 はい。

○八田委員 そうすると、では、それをある特定の県、2つの県ぐらいで実験的にでも国でお始めになるというのはどうなんでしょうか。本間さんのおっしゃるように、これは政策目的に一番ふさわしいと思うんですよ。「お金を払ってもやりたい」という人にやらせて、「とてもじゃないけど、嫌だ」という人にやらせないというわけですからね。

それを小さな南と北の県、2つだけで始めれば、そこで価格の差が十分出ますから、後で、その次にはその2つでやらせればいいわけですから、そんなに大げさではなくてできるのではないかと思うのですが。

○村井需給対策調整室長 先ほど申しましたように、20年の県間調整にもう一回、成果といますか、参加された都道府県の評価なども聞きながら、更にちょっと21年をどうしようかということを考えていかなければいけませんし、そういった中で、今、お話のあったようなことについて、今すぐどうのというのはなかなか難しいのですが、どういうやり方でこういう考え方を定着させていくことができるか、これは我々としても勉強していかなければいけないなと思っておりますので、またそういった価格とか、いろいろ多角的には我々としても検討は進めていきたいなと思っております。

○事務局 では、ありがとうございます。それでは、始めます。11ページ、普及事業に関してございまして、2問、御質問をさせていただいております。早速ではございますが、簡単に御説明いただきまして、質疑に入らせていただきます。お願いします。

○鳩山課長 普及事業は8月1日から農林水産省の経営局というところから生産局の方に移りまして、生産対策とより一体となってやっていくということですが、別に経営面と切れたわけではございません。経営面と生産面と合わせてやっていくということで、この技術普及課というところが新しくできました。鳩山と申します。よろしく願いいたします。

お手元に紙をお配りさせていただいております。9番、「普及事業について」ということとでございます。一つは、先般、第2次答申の方で御指摘いただきました「今後の普及事業の在り方」につきまして、いろいろニーズが高度化、多様化する中でスペシャリスト化を図るなど、継続可能な普及事業の方向性を検討し結論を得るということで、20年度から検討を始めて21年度に結論を得るようというお話でございます。

この関係につきましては、本年5月に早速、各都道府県の普及事業担当の課長クラスの方にお集まりいただきまして、この御指摘の内容を御説明させていただいた上で議論を始めしております。その際、いろいろ、我々が意見を伺ったところでは、これからの普及のニーズというところで、やはり先般、いろいろ御議論をいただいた中でも出てまいりましたが、農産物の生産から販売までを総合的に支援できるような、質の高い普及指導員を育成する、それからある意味では、その県域を越えたような対応が必要な、そういう高度な技術、知識の普及もまた支援していく必要があるかなという御議論もいただきまし

たので、21年度予算でも一部、そういう面につきましての予算を要求させていただいております。

今後、今年度、またこの次に、10月末か11月にまた各都道府県普及の県の普及事業担当の課長さんにお集まりいただきまして、議論し、また1月にも議論しということによって議論を積み上げていき、ます。21年度中に結論を出していきたいと思っております。

我々は都道府県のこういう主務課長と、東京に集まっていたいただいて御議論をいただくだけではなくて、我々自身が県の現場とか県庁の方にもお伺いして、やはりどういう方がやっていたらいいのか、率直にいろいろ、普段からコミュニケーションをよく密接にするようにいたしまして、できるものは即、それからやっていくような形で対応していきたいなと思っております。

それから、今回、新しく御質問をいただきました(2)の方でございますけれども、「農業経営者のニーズがは、病虫害対策や自然災害への対応等という情報が中心で」ということで、「今後の普及事業については、その現在の都道府県の普及組織という普及員による活動を続けるのではなくて、一元化したシンクタンク機能・組織に集約すべきと考えるがということについてはどうかどうか」というようなお話でございました。

我々は、この紙の下の方に書いてございますけれども、病虫害対策や自然災害への対応、これ自身、非常に大事なものでございますけれども、勿論、それだけではございません。いろいろ、普及指導員は現場で様々な活動を行っております。

どういうことをやっているかということのを、ちょっと裏のページになってしまいますが、書いてございます。目的だけ見ても、例えば低コスト化や高品質化に向けての品種導入なり栽培技術、それからまた水田の高度利用についてはと、。昨今、自給率向上に向けて水田のフル活用ということで、米粉用米とか飼料用米というものに取り組んでいこうという動きをなるべく促進していこうということで力を入れておりますけれども、そうしたもののについての生産技術、それからまた、最近、一番、世の中を騒がせておりますこの事故米等についてのその食の安全の確保、こういうものに例については、ええちょっと違った切り口ですけれども、農薬の隣のほ場への飛散を防止する、いわゆるドリフトと言っておりますけれども、そういうものの防止技術、。

それから、環境保全のために減農薬・減化学肥料、あるいは例えば有機栽培のようなものもあるかもしれません。そうしたものの技術がございます。

そうした様々な技術を実際に生産現場の場で農業者の方が導入されるのをお手伝いし、定着させるために技術を指導し、また、いろいろ支援をしていただいていると。そういうことが普及指導員の役割です。

具体的にどういうことをやっているかというのは、(2)の方で書いてございます。やはり、今ありましたようないろんな技術につきましても、では具体的な地域ごとにそれを導入しようとしていきますと、気象も異なりますし、土壌も違うというような生産条件に応じて、やはり微調整、改良等を行いながらやっていかないといけないということがござ

います。それから、天候の問題もございます。

そういう意味で、情報の提供のみではなくて、実際にその技術を現場へ導入して定着をしていくために、現場で現地でやはりその地区で実証して、技術の調整・改良をしていくとか、マニュアル化していくとか、実際に講習会をやって農業者の方にお集まりいただくとか、その後、実際に各農家の方が取り組んでおられるそのほ場を巡回して、指導なり、フォローアップをしていくなり、いろんな活動がやはり必要かということで考えております。

ちょっと、お手元の別紙になりますけれども、横紙の方で配らせていただきました。より、手短かにちょっと、若干、幾つかの例を御説明させていただきたいと思っております。まず、1枚、表紙をおめくりいただきまして、「協同農業普及事業の運営の流れ」ということで、これもおさらいになります。国が5年ごとに運営指針を定めまして、各県が実施方針を定め、それから各普及指導センターの方で普及指導計画を立てまして、毎年度、指導に当たっているところでございます。

今回の現場でどういう普及活動をしているか、昨年も実は幾つか資料、事例をお持ちしましたが、今回、5つご紹介させていただきます選んできました。まず、一つ。事例1の方ですけれども、「水田大豆向け「小畦立て播種栽培技術」で目指せ高単収化」ということで、これは岩手県の方事例ですが、やはり水田転作をやらないといけないというときに、ここは非常に湿田が多い地域であります。その水田転作作物としてのところで大豆が非常に多く栽培さつくられているのですが、やはり湿害の被害が大きく、じゅくじゅくした田んぼですとやはり大豆の生育がうまくいきません。

そこで、この右の方に絵が載っておりますけれども、平成17年に県の研究センターの方で開発された、ちょっとした工夫なのですが、この小さな畦を立てると、そして、これでこの白い丸いものでそこを押さえるということで、これは鎮圧するということでもございますけれども、それをやっていくことによって少し高さができるわけなので、そうするともうそれで反収とか収量が飛躍的に、例えば10%から30%もアップするというようなことになります。

これを実際に開発した研究者、それから普及指導員、それから実際の生産者の方がそれぞれ力を合わせて、毎年、少しずつ伸ばしていただいているという例でございます。

それから、2つ目は、またちょっと違った切り口の件事例でございます。これは山形県の方事例ですが、自給率向上ということで、お米を食用ではない飼料用米ということで作っている地域でございます。この遊佐町というところでございます。

そこは飼料用米の生産と大豆、大豆は毎年同じところで作つくと連作障害が起きますので、それを、右下の方ですが、毎年、うまくローテーションを組み合わせることで作つていくことをやっておられて、連作障害の回避にもなるというような資源循環の仕組みを作つていらっしゃいます。

そこに普及の方が、「活動内容」と左の真ん中にご覧いただけますけれども、不耕起V溝直播、

これはちょっとトラクターで引っ張っている絵が載っておりますけれども、こういうものとか何かを導入する実証をやってみたり、それから、もう一つは豚尿、家畜の豚の尿の液肥、これを実際に活用してみる実証をやってみるとか、そういうことをやって、少しでも地域循環の仕組みを根付かせるということを普及指導センターも一緒になってやっております。

真ん中に、その飼料用米の現地検討会、雨が降っているところに、ほ場の真ん中で車を止めて、いろいろ見ておられますけど、例えばこういう形のものをやっております。そういうことで面積も、飼料用米に取り組む面積が、従来、遊佐町中心であったものが20年からは近くの酒田でもやり始められるということで、面積的にも大きく伸びてございます。

それから、3つ目ですけれども、「中山間地における遊休農地を活用した経営体の育成」ということで、これはちょっと建設業の参入の話が実は入っているものでございます。従来、これは非常に、もともと、福島の養蚕とか桑の木とかしかならないようなを振興していたところですが、本当にその桑もや養蚕もだめになってが衰退し、ブドウ栽培も衰退するというで非常に困っていたところに、「じゃあ、遊休農地を活用してそばをやってみよう」ということで、まずその技術実証の展示ほをつくり、そこで何戸か集まってそばの、「水無」は「みずなし」と読むらしいですが、水無そば生産組合というをつくって担い手組織を作りました。

それから、それとともに建設業から、ここでは仮の名前で「F. K. 」と載っておりますけれども、F. K. ファームというところが建設業から参入して、今、かなり、42haもやっていますというところでございます。

それから、もう一つ、南会津アグリサービス、これも有限会社になっていますが、元もとは建設会社の方からの参入と聞いておりますけれども、アスパラガスの新しい品種なども含めて、これを全く新規に導入されて、これも取り組んでいらっしゃるということで、こうしたものの、実際にそばなりアスパラガスの導入に当たり、なりのいろんな栽培技術とか品種とか、そういうものについて、この南会津農林事務所の農業振興普及部がすごく御助力いただいているというふうに聞いております。

済みません。急ぎますが、それから事例4の方です。「ぎふクリーン農業」ということで、これは低農薬、低化学肥料ということで、ここの岐阜は割わりと早くからそれぞれ慣行よりも30%以上削減したものを「ぎふクリーン農業」と定義をして、その旨の表示もできるという制度を作つくっていらっしゃいます。

ここにつきまして、実際にそれのために必要になる減農薬をするためには、農薬をやられませんから、やはり虫をよけないといけないので、防虫ネット等とか、いろんなものやってみるということで、それを実証ほ圃でまず技術実証を普及の方がしてみせて、それから、それを具体的にまた各地域で展示ほ圃という形を設置してやって、研修会とか講習会とか、農業者もそれぞれやってやるということで、この「ぎふクリーン農業」というもの



に対する取組みがすごく伸びてきているということを聞いております。

特に、岐阜市の方でエダマメということについて、防虫ネットを導入することによって、化学農薬の使用回数も10回から5回と半分になりったということで、それから、色つやも非常によくなったということで、品質面でも成果が出ていると聞いております。こういうところもやはり地元で実際に現地を回って指導をされた成果だと思えます。

それから、事例5ですが、これは最近、力を入れております輸出の事例方でございます。大分県の日田でございますけれども、日田の梨、新高（にいたか）という梨ですが、通常、秋口に梨は出てきますけれども、台湾では需要期が中秋節ということで、9月に、毎年、日にちは微妙に変わるらしいですけれども、日本よりも早いで、そこに安定的に出荷するためにハウス栽培に取り組み始めておられます。、ハウス栽培の面積が拡大しております。ここも普及の方が非常にその栽培のところをお手伝いされていると聞いています。

こんな形で、各地でその時々々の国の施策の方向を具体的に、各県の現場で、件のいろんな状況に合わせて実践されているのが普及活動でございます。そういう意味で、最初の紙に戻りますけれども、やはりこの普及員の活動は実際に現場を回って、いろいろ、巡回指導をされたり、講習会をに行ったり、そういうところが一番の特色であるとす。

更に言えば、最近では技術だけではなくて、技術を導入するにしてもマーケットのニーズということも踏まえたようなニーズを導入していくということで、より高いもの対応を求められるなど、普及に対する要求もより高いものを求めるということになってございます。そんなことで御説明をさせていただきました。以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。そうしましたら、先生方、御質問がありましたらお願いします。

○昆専門委員 私ももともと普及員さんや専門技術員さんや、いろんな地方の試験場の方々が本当にすばらしい先生方がいて、本当に農業を普及していくために大きな役割を果たしてきていることは存じ上げています。

でも、今、事例として御紹介いただきましたエダマメの農薬を減らすのに防虫ネットを張るということを指導されなければできない農業経営であれば、それはマーケットから排除されていってしまうのではないのでしょうか。

というのは、普及事業というのが無知蒙昧で貧しい農民を指導者が指導するという時代のところから、農業が日本の消費者やマーケットに应运っていく存在としてどう役に立てるのかと。しかもそのときに、先ほどの防虫ネットを張って農薬を減らすという判断を指導されねばならないということ自身が既に現実離れしていないかなと、私などからすれば思うわけです。

また同時に、実は例えば肥料屋さんにしても資材屋さんにしても、あるいは農薬を売っていらっしゃるような方々が、あるいは卸、小売を含めて、御自身が肥料を売るというよりもコンサルとして、技術コンサル、経営コンサルとして入っていかうとしているわけですよ。

ある面、そういうところと普及員さんが協力していらっしゃるところもあるかと思いますが、むしろ普及員さん、あるいは営農指導員さん、普及員さんはいわば税金でやっているわけですから、ただでできるわけですね。それが民業圧迫になっているような状況もあるわけですよ。

そういうことを含めて、時代に合わせていく必要がある。「全然、必要がなくなった」ということを言っているわけではありませんが、せめて評価の方法を考えるべきです。例えばこの普及員制度はアメリカから来ていますよね。大学のセンターがやって、企業や経営者と、あるいはマーケットも見ながらいろんなダイナミックなことをやっていますよね。

そのときに、例えば、普及員が行う指導の結果、いろんなところからその事業に対して投資が行われるかとか、出資が行われるかというようなことで評価をされる、行政的にも評価されるということもあるでしょう。普及員制度、普及員そのものの評価基準のようなものを公のことも含めてしていく必要がある。マーケットサイドや関連業界の人を含めて、単に生産者だけではなくてね。今、お話しになった事例の「こうやってやっています」だけでは、やはり時代的に説得力を失っていくのではないかという気がしているという、言いつ放しになってしまいますが、そんな感想を持ちました。

○鳩山課長 やはり時代に合った普及サービスにしていかなければいけないというのは、おっしゃるとおりだと思いますし、それから、いろんな方が、資材屋さんなどもやっている人もいるというのはそのとおりです。全国にも、例えば自分私は肥料を担当していましたから、知っていますが、肥料屋さんという方もマーケティングをやっておられたりするわけです。

ただ、その方の場合はやはり御自分の商売も絡んでいますよね。ですから、当然、コンサルと言っても、一つのお考えの元もとにやっているわけで、勿論、それをきちっと判断して自分で取捨選択していただけるだけの経営者であれば、それはいいわけです。そういう方も実際、いらっしゃると思います。

ですから、そういう方はそういう方で、そういう資材屋さんなり、いろんなコンサルの方なりとをお付き合いをされてやっていく、実際、そうやっていらっしゃる経営者の方もいらっしゃると思います。けれども、我々はそのような経営者だけではなくて、いろいろ、各地域にはいろんな方がいらっしゃいます。農業者の方でも、この防虫ネットでも本当はこの防虫ネットだけを見れば、ここは別に詳しくない、本当はこれはすごくマーケティングとかそういう面ではすごい方でも、こういう防虫ネットとかそういうところについて別に全部の面の専門家ではないので、やはりそういうところは専門家の意見を聞こうということがあると思います。

我々、現在、我々のところでやっております、例えば資材費高騰ということで燃油とか肥料の高騰対策をやっていますが、こういうものはのもすごく、マーケティング的なことをやっている高度な経営者の方も、いずれも皆、直面される課題です。やはり土壌肥料とか、適正施肥とか、非常にベーシックなところですけど、皆が皆、詳しいわけではありま

せん。

そういう意味で、やはりきちっとそのベーシックなところを各地域で提供していけるものを、やはり移行的なところで提供していくというこの普及のサービスは、我々としても、必要。だし、ただ、それに甘んじてはいけなくて、やはりその時代に合ったようにいつも我々自身、よく全体の在り方を見直し、それから、さっき「評価」と言われました、「いろんな方を含めて」というお話がありましたけれども、いろんな外部の方などにも普及のことをよく知ってもらって、「普及をもっとこうしたらいいんじゃないか」というアドバイスも積極的に得ながら、サービスを向上していくというのがあるべき姿かなと思っております。

○米田委員 いただいたこの資料の2ページ目に、「協同農業普及事業の運営に関する指針」の第1のところに、「基本的な課題は競争力ある農業の担い手の育成及びその将来にわたる確保」と書いてございます。やはり、普及員さんのお仕事は、確かに、例えば今、建設業がたくさん新規参入をさせていただいていますが、農業のことを余りわからない新規参入者に対して、いろいろ、いろんな正しい農業の知識を現地指導で教えていただくということにおいては、勿論、意義があると思います。

けれども、実は今、昆委員が言われたことに重なる面もありますが、やはりこれからその保護される農家、教えていただく農家というよりも、自ら経営努力をして、自ら技術開発をして、自ら販路を開いていくという足腰の丈夫な、自立型の農業、強い農業経営者を育てていかなければいけないときに、実はそういった今までのように、どちらかというところ「自分たちが指導して、教えてあげますよ」というやり方自身が、やはり限界を迎えているのだらうと思います。

ですから、そこで本当にこういった普及事業そのものが、強い農業が育てば育つほど、こういった「自分が勉強して教えてあげる」的な普及の在り方がやはり変わらなければいけないのではないかと、すごく思うわけです。この1のところと、実際の普及という仕事がかんたんアンマッチになっているのではないかと、思うのですが、いかがですか。

○鳩山課長 確かに農業の担い手で、今でもそうですけれども、すごく経営者的な感覚を持って、本当に実際のビジネス、特に他産業に従事された経験のある方とかは、何か本当にその感覚でやられるので、非常にマーケティングとかそういう面で優秀でだし、それから組織力のような点でも、やはり建設会社で参入されたところではも元々もともとそのベースが、組織がありますから、そういうところできっちりした構図を持ってやられておりいるような取組み、勿論、普及指導員がそんなに全部、会社の経営とかをやったことではないですから、そういうことでは普及指導員よりもそちらの強い方もおられます。

ただ、実際には、さっきのアスパラガスの例でもあれですけれども、やはり具体的にその建設会社が一つの地域に参入して、具体的な物をつくっていかうとしたら、やはりそれに見合ったような技術が要るといえるときに、やはり、その全部の技術をわかっていられる

わけではないですよ。その建設会社の方でも、やはり種をどうしようとか、それから水管理をどうしようとか、防虫をどうしようとかは十分に分かっている訳ではない。

○米田委員 いや、私は別に建設会社の話を申し上げているわけではなくて、余り農業経験のない方が新規参入をするときは、確かにこういう普及事業は役に立つ面が多いと思います。それについてはそうだと思っております。そうではなくて、更に実は今は一軒一軒の農家の零細規模の農業から、国全体が競争力のある強い農業経営者を育てようという施策方針になられているわけですよ。

そのときに、農林水産省はそのあるべき望ましい農業経営者は、自ら努力をして、自ら技術開発をして、自らマーケットインをしてやっていく農業経営者を育てたいわけですよ。そのときには、やはり普及員さんがいつも勉強して指導するというパターンではなくて、農業経営者が自ら技術開発して学んでいくような形になっていく中で、今までの普及事業そのものがやはり将来的には見直さざるを得なくなるのではないですかと言っているんです。

○鳩山課長 確かに農業者の経営規模が大きくなっていて、会社組織的にやられる方もいらっしゃると思いますけれども、やはり、例えば我々は「いも公団水田・畑作経営所得安定対策」という対策で、新しい積極的悪、経営安定対策を導入していますが、それでも目標経営規模が4haぐらいなんですよ。そするとそのような中、やはり技術開発をするといっても、すべての面について普通の株式会社が、他産業の大きな会社がその技術開発をするだけのことをそれぞれの個々の農家ができるような、やはり農業というのはそういう体制にはないですよ。

特定の大きな会社のところは大きなところがあって、その中で自らの資本力とか自らのノウハウで技術開発をして、それで差別化を図っていく、そういうことができる会社はいいし、そういうところが農家でも出てきたらいいけれども、全部の人がそれだけの技術開発をやって、どんどんやっていくという体制にはやはりないです。

やはり農業というのは面的にもうすごく、すべての県とか市町村に広がっていますから、特定の経営的な方だけ強い人が出てきて、それでその人がやって、もう、そういうところとにかくリードしてもらいたいという気持ちは我々もありますけれども、それだけではない、やはり多くの人がいっちゃうので、そういう中でやはり、勿論、その普及指導員への要求水準は時代ごとに異なるとともに、それぞれ、担い手が育ってくるのに伴って高まってくると思います。

けれども、そのベースになるような、その時代時代で求められるものは、何を教えるということではなくて、きちっと求められたら提供できるような資質を高めて、サービスを提供していく必要があるかなと思っています。

○本間専門委員 今の規模は必要ないですよ。それは率直に言って、農家が情報ネットワークを持ってなくて、あるいはいろんな指導も受けていない時代の、規模のままになっているんですよ。今は大きなところは自分で技術開発、情報収集をしますから、ある種、

底辺のところ、あるいは新規参入に対するサービスが必要だというのはそのとおりかもしれませんが、それはそんなに大きな組織でもなくていいし、新規受入型の情報提供サービスがあればいい話であって、なおかつ、やはり皆さんもそうだし、私もある意味、そうなので、言いにくいのですが、やはり公務員なんですよ。

公務員というのは例えば技術を教えて、あるいは情報を与えて、そこから報酬を得てというモチベーションがないものだから、正直を言って、優秀な普及員もいるけれども、今は農家の方が知っている部分が相当に多いです。何もかもカバーできないから、それぞれの専門を立てていくという場合には、それはマーケットの機能を通じて、今、どういう情報を必要としているはずだということでアンテナを張っている必要があるんですね。そこはやはりコンサルとか、要するに価格を付けて情報とか技術を売ったり買ったりするところが入っていかないと、底辺をカバーするところは必要であるには違いないけれども、そういう意味で我々は見直しが必要ですねと、そういうふう提案しているわけです。ですから、そこは「全面的に今の普及体制でいいのだ」と言われると、「ちょっと、違うんじゃないの」と、こちらも反論したくなる部分が出てくるんですよ。

○鳩山課長 今のお話で感じるのは、現状のとらえ方の違いかもしれませんね。日々、農家の在り方も変わっていますし、我々も方向としては先生がおっしゃったような、本当にそういう高度な判断ができて、いろんな情報も自分で取捨選択してという経営体形態が、本当にそれがもうすごい大勢大宗を占めるような構造を目指したいと思うし、それが一つ農政の方向ではあるわけです。

けれども、それはまだ方向であって、そこまでまだ至っておりません。今、ようやく集落営農とか、で20haを、本当に狭いところで寄せ集めて、その核になる人もいないので、普及指導員とか、実際には市町村の人とかと役割分担をしながら行って、話し合いを持ってまとめているような、まだそういう段階ですから。現状とそのあるべきところは、勿論、場所によっても違いますよ。

○本間専門委員 現実を見ているから、今の規模が必要だと言われると、私はそこでお互いの主観だろうということになって、それは水掛け論になるかもしれませんが。

○昆専門委員 例えば、今、農村の状態がどうかというよりも、結局、決めるのは消費者ですよ。日本が鎖国しているなら別ですけども、そういう中で現実のマーケットや現実の消費者が今のことの、今の農業の形、今、おっしゃった4町歩、4町歩で米をつくったら幾らになるのか、それで暮らせるのかということも、単純計算だけでもその現実の経済と合っていないことを空想で語っている感じがするわけです。どういう経営で幾らにするのかというところまで考えるのが肝心なのであって、今の農村がどうであるか、農家の構造がどうであるかではないでしょう。そこまで考えて普及事業ということを考えない限り、もう、安楽死するのを待っているという話だけになってしまうのではないかという気がするのです。

そういう意味合いで、僕はせめて評価というものを、もっともっと、こういう制度の中

に取り込んでいくべきではないかということだけを申し上げたらいいなと思っているんですよ。

○事務局 では、次に進めさせていただきます。ありがとうございました。そうしましたら、引き続きまして農業共済制度、農業共済組合について、13 ページから 28 ページですね。御質問の御回答を最初にいただきまして、意見交換にさせていただきます。

○山下課長 保険課長の山下でございます。まず、質問に対する回答をさせていただきます。(1) は規制改革推進のための第 2 次答申において、「農業者の経営実態に即した制度運営を図るため、被害申告期限後であっても、収穫前に被害申告がなされれば共済金が支払われるということについて、農業者に対して一層の周知を図るべきである。併せて、農業共済は特段の支障がない限り、すべての引受方式及び補償割合を共済規程に盛り込むよう促すべきである」とされたが、現状の取組状況を教示願いたいというところでございます。

回答でございますけれども、国では平成 20 年 4 月に開催いたしました都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議におきまして、農業共済組合等に対する指導をお願いするとともに、農業共済組合連合会等全国参事会議を初めとする各種会議等で、農業共済組合連合会等に対して指導を行っておるところでございます。

農業共済組合等では、新たな引受方式及び補償割合を規定するとともに、広報誌等を活用し、組合員農家に説明するなど、周知徹底を図っているところでございます。参考として付けておりますのは、4 月に行われました主管課長会議の資料でございます。記の 1 の部分はその経営実態に即した制度運営についてのところでございます。もう一つ、翌日、全国参事会議の資料も付けてございます。同じように、この記の 1 のところで経営実態に即した制度運営についてお願いをしたところでございます。

次に(2)の御質問でございます。規制改革推進のための第 2 次答申におきまして、「農業経営者より、農業共済組合によって被害認定が異なっており、それにより共済金の支払いが共済組合によって差があるとの指摘があることから、農業共済組合の被害認定基準について周知徹底を図るべきである」とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

回答でございますけれども、国では 20 年 4 月に開催しました都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議におきまして、農業共済組合に対する指導をお願いするとともに、農業共済組合連合会等全国参事会議を初めとする各種会議等で、農業共済組合連合会に対して指導を行ったところでございます。

農業共済組合等では広報誌等を活用し、組合員農家に説明するなど、周知徹底を図っているところでございます。先ほどの主管課長会議の資料の記の 2 の部分がこの被害認定基準の周知徹底の項目でございます。同じく参事会議でも、記の 2 の部分がやはり被害認定基準の周知徹底ということで取り組んでおるところでございます。

(3) が規制改革推進のための第 2 次答申において、「一部の農業共済団体において、国からの補助金の不正受給が発覚し、その是正に向けた取組みが求められる状況にある。

今後は組合員に奉仕するという本旨を徹底する必要がある。したがって、コンプライアンス委員会の設置など、ガバナンスの強化が早期に図られるよう必要な措置を講ずるべきである」とされたが、現状の取組状況を教示願いたいというものでございます。

回答でございますけれども、国では適正な引受等に関する局長通知を発出いたしまして、事業担当部署の行った事務について、総務担当が引受内容の確認を行うなど、組織内部におけるチェック機能の強化に関して指導を行いましたほか、その他の各種通知、会議等で指導を行ったところでございます。

農業共済団体ではコンプライアンス体制の確立に向けて、農業災害補償制度を運営する農業共済団体等自らが主体的に取り組むべきものであるとの認識のもと、農業共済事業の普及、調査活動等を行います社団法人全国農業共済協会が中心となりまして、学識経験者を含めた検討会の開催等を行い、農業共済団体として「農業共済団体等におけるコンプライアンス体制を確立するための具体的取組み」を取りまとめ、一体となってガバナンスの強化に努めておるところでございます。

具体的には、農業共済団体はアクションプログラムを策定しまして、コンプライアンスに関する諸規程の整備、コンプライアンス改善委員会の設置、役職員のコンプライアンスに関する研修等、コンプライアンス体制の確立に向けた取組みを実践しているところでございます。

先ほどもお示ししました都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議とか農業共済組合連合会等全国参事会議の記の3のところはガバナンスの強化ということで、会議等でもやっているところでございます。

次が（５）でございます。そもそも、農業共済制度においてなぜ米、麦のみを当然加入として、加入を強制しているのか。理由及び法的根拠を教示願いたいという御質問でございます。

回答でございますけれども、農業共済制度におきましては、農作物共済、これは米と麦でございますけれども、当然加入制が取られており、他の共済事業、具体的には家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済では任意加入制が取られております。また、農作物共済において当然に加入することとされている農家は、耕作面積が都道府県知事の定める当然加入基準以上のものだけでございます。水稻の場合では都道府県においては20aから40a、北海道においては30aから1haの間で知事が定めます。なお、農家が自己の経営判断によって引受方式や補償割合を選択できる道も開かれておるところでございます。

当然加入制につきましては、米麦が国民の主食であるとともに、我が国の農業の基幹作物として重要な位置付けを有していることから、災害が生じた場合には農業経営の安定のみならず、地域社会の安定の上でも万全を期す必要があること、併せて、米麦は全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること等の観点から取られているものでございます。

また、当然加入制の法的根拠は別紙のとおりということで、別紙にお付けしております。

農業災害補償法の第 15 条は組合員資格についての規定でございまして、第 16 条が当然加入の規定でございます。組合が成立したときに組合員たる資格を有する者は、農業共済組合の組合員になるというものでございます。ただし書きで「知事が定める基準に達しない者については、この限りではない」とされております。

104 条は、農業共済組合の組合員になったときは組合との間に農作物共済の共済関係が成立するという規定でございまして、その下の農業災害補償法施行令は、知事が定める規模の基準を定めたものでございまして、水稻は 20 a を下らず、40 a を超えない面積、北海道においては 30 a を下らず、1 ha を超えない面積の範囲内で知事が定めることとなっておりますところでございます。

次に（6）でございまして、担い手の構造改革が進んだ結果、加入者数は減少すると考えられるが、その場合においても現在の制度が継続可能であることの根拠となる共済収支計算を示していただきたい。併せて、担い手の構造改革が進んだ場合、当然、一担い手当たりの共済掛金の負担が増加すると考えられるが、担い手のコスト低減の観点からそれをどのように考えるか、見解を伺いたいというお尋ねでございまして。

回答でございましてけれども、農業災害補償制度は自然災害などにより収量等が減少した場合に、収量等の減少による損失を補てんし、農業者の経営の安定を図るための制度でございまして。収穫共済は米麦等の収穫物等を共済に付することになりますことから、農業共済の収入に影響を及ぼす主な要素は加入者数ではなく、加入面積であるということでございます。

このことから、担い手の構造改革が進み、加入者数が減少した場合でも、例えば農作物共済であれば担い手に農地が集約され、当該担い手がその農地で稲や麦を耕作すれば、加入者数の減少がそのまま共済掛金等の収入の減少につながることはならず、制度の継続が困難になるとは考えていないということでございます。

一担い手当たりの共済掛金の負担につきましては、規模拡大により対象となる農地が拡大し、補償される額も増えることとなりますけれども、リスクに応じた負担となっているものでございまして、特段の問題はないと考えておるところでございます。

なお、農業共済では規模が大きくなったとしても、農業者等が支払う共済掛金の約 2 分の 1 を国が負担し、農家負担の軽減を図っていること、また農業者個々の経営判断により加入方式、単位当たり共済金額等の選択ができること、更に被害実態に応じた掛金率となる危険段階別共済掛金率の導入を今後も推進し、きめ細かな制度運営を推進していくこと等から、農業者等の理解は得られると考えておるところでございます。

また、（7）の御質問でございまして、過去 5 年間の作物別、地域別、経営規模別の共済金の支払い（共済内容別）に関する詳細を教示願いたい。併せて、農林水産省は当然加入制を見直し、任意加入とした場合に逆選択が起こる可能性があるとしているが、これの詳細なデータから根拠を提示願いたいというお尋ねでございまして。

回答でございましてけれども、過去 5 年間、平成 15 年から 19 年の作物別、地域別の支払



共済金の一覧表を別添資料としてお付けしておるところでございます。なお、経営規模別の支払共済金につきましては、データを集計するという事になっておりませんので、ここにはお持ちできていないところがございます。

昨年のヒアリング、11月27日のヒアリングにおきまして、当方から逆選択が起こる可能性があるという説明した事項は、当然加入制を任意加入とした場合の問題点というわけではありませんが、一定面積の耕地について当然加入としつつ、残りの耕地については任意加入とし、農業者の一部の耕地のみの加入を認める部分加入についての問題点であるとお伺いしております。

大規模農家は複数の耕地を有しておられるわけでございますけれども、その耕地は必ずしも一か所に集中しているものではなく、実態としては分散している場合があり、各々の耕地において共済事故が発生する可能性は同一ではないと考えております。

例えば、同一の者が平場と中山間に耕地を有している場合には、一般的には中山間の耕地の方が共済事故が発生する可能性が高いと考えられます。このため、部分加入を認めた場合には共済事故の発生しやすい耕地のみを共済に付するということが想定されるるところでございます。

例として、ある組合における水稲の共済掛金率は、組合内の地域によっては1.71%から11.99%と大きな差があるという事実もございます。以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。御質問の方をお願いします。

○米田委員 すごくシンプルで、一つだけ。会議資料の14ページから17ページで、「共済金の被害認定基準の周知徹底」ということで、この紙をお配りになって御説明になったというお話でしたが、この紙のほかに何かわかりやすく解説した資料などが付けられたのでしょうか。

○山下課長 これ自身は都道府県の担当課長、あるいは担当者、そして連合会の参事さんに御説明した際の資料でございます。更に詳しい中身は実はその担当者の方が知っているという前提で、「そのことをちゃんと周知してください」という趣旨でやったものでございます。

実際、組合の方では組合として共済連絡員の方を通じて、あるいは広報誌等を通じて詳細を周知しているという状況でございます。

○米田委員 「周知」というときに、私のような者が例えば担当者で、「周知していただきたい」と思ったときには、「こういう例のときにはこういうことが起きるから、気を付けてちゃんとやってください」とか、そういういろんな具体的事例に基づいて、今まで起こったような、問題だったことが例示として挙がっていて、「こういうことがないように、ここに気を付けなさい」というように書いてある方が周知されてわかりやすいと思うのです。

「相手も、もう、よく知っている方であろう」ということが前提と言いつつも、やはり皆が同じレベルではないわけですね。そうすると、周知のときにはもっとわかりやすく、

事例に基づいた解説を付けられる方が私はよいと思うのですが、いかがですか。

○吉武課長補佐　そうですね。会議のときにはこういう、具体的には昆委員の方から出された例などを引用しながら、説明しました。ペーパーとしてはこういう形で短い文章になっています。それを組合段階まで伝えていただいて、そこから先は広報誌とか、それから組合員を集めた会議がありますので。

○米田委員　そのときに、面と向かってお話しになるとときにはまだ伝わると思うんですよ。まだ事例を口頭で言われて。でも、その人が更にその下におられる実際の担当者の方などに説明するときに、果たして会議で言われたことの、口頭で説明したことまで含んでその人に伝えるかという、私はやはり、そこまでできる方も中にはおられるでしょうが、できない方も多々おられるのではないかと思うんですよ。

そのときに、この会議ではこれを配って周知したつもりであっても、実際の窓口でそういうことをやる方まで伝えるためにはもっとそういったところを、口頭ではなくて、やはりわかりやすい事例と解説できちんと伝えるという努力をしないと、「周知徹底しました」と言うにはやや距離を感じますが、いかがですか。

○山下課長　ちょっと検討をさせていただきます。

○米田委員　よくあるんですけど、これで周知しましたというので出されるときに、これだけ読んだだけではやはりわからないというのが、結構、多くて、現場の窓口の方にはやはりいろんな方がおられるわけですから、そういう方にもわかるような工夫をされるべきだと私は思います。

○山下課長　はい。

○八田委員　私は23ページの「自由加入にすればいいんじゃないでしょうか」ということに対する御意見について、ちょっと御質問をしたいのですが、これは逆選択ということを理由にされていますが、一般に保険には社会保険にされているものと、それから民間に自由にされているものがあるのがあって、例えば火災保険を社会保険にしているところは余りありませんよね。強制保険にしているというのはどこの国でもなくて、その替わり、医療保険はアメリカでは社会保険ではなく、任意加入ですけれども、大抵の国でこれは強制加入にしていると。

その違いが恐らく逆選択なのだと思うんですよ。火災保険の方は家がモルタルか、木造か、鉄筋かというのを見ればすぐわかるから、それによって保険料が違うようにできるわけですね。だから、それで自由に任せておけばいい。勿論、火災が起きたら大変な損害ですけれども、でも、それはやはり自由な市場に任せて済む。

でも、健康に関しては、私がいろんな病気を持っているかどうかは、大変な金をかければわかるかもしれないけれども、基本的には保険者としてはわからない。そうすると、これを民間に任せておいたら、病気持ちの人は皆、保険に入って来るかし、病気、リスクが余りないという人はどんどん出ていく。

そうすると、その残った保険では非常に保険料が高いものになるから、そんな高い保険

料ならば、よほど深刻な病気がありそうな人だけが残る。結局、普通の人ではとても入れないような保険料になってしまう。それは逆選択ですよ。

要するに、外から見てその人のリスクが絶対にわからないということがある場合に、その逆選択ということが起きる。これは強制加入にすると、元来、何が何でも入りたくないという人まで入れてしまうわけですから、非効率が発生する側面がありますけれども、とはいえ、恐らく逆選択がある場合には、その弊害を除くことによって全体の利益が多いただろうということで、あえて日本などは強制加入にしている。アメリカはそれでもしない。ある程度は考えている。

さて、ここでの中山間地の方が共済事故が発生する可能性が高いというなら、単純にその保険料を高くすればいい話で、これが民間なら当然、そうするだろうと思うんですよ。だから、これはその危険度の度合いが外からわかる、火災保険と非常に似ているケースです。この場合には外側からの客観的な状況に応じてその保険料を変えろという形で、民間の保険会社で十分対処できます。国がやる場合でもそういう形で差をつけて任意加入にすることで、特に逆選択による問題は起きないと思うのです。

だから、ここで逆選択が起きるといえるのはどうも説得的ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉武課長補佐 自然災害というのは、別に個人に、ここのこの人はリスクが高いとか、低いというわけではなくて、例えば台風がいつこの地域を通るかというのはわかりませんよね。

○八田委員 それは皆、そうです。保険の対象というのはそんなものでしょう。

○吉武課長補佐 逆選択というか、霜の害とかだったら、そういうのが幾分あるかもしれませんが、台風とか冷害とかによる被害が圧倒的に多いわけで、この農家さんによってという話ではないのです。

○昆専門委員 農家は技術が高ければ冷害の被害を受けないというのは、非常にあることではありませんか。

○吉武課長補佐 平成5年のときもほとんどの農家さんが被害を受けられました。一部、深水管理とかをやられて被害が少なかった例はありますが。

○八田委員 ここで、先ほどわざとおっしゃったのは、この23ページで「例えば同一の者は平場と中山間地に耕地を有している場合、一般的には中山間地の耕地の方が共済事故が発生する可能性が高いと考えられる」と、「だから、逆選択が発生するんだ」と、先ほどおっしゃったではありませんか。それは逆選択ではないと申し上げているんですよ。だって、中山間地かどうかは外から見ればわかるわけですから。逆選択が本当にあれば、強制加入にする根拠はありますよ。けれども、それでは全然ないでしょうと申し上げているんです。

○吉武課長補佐 一番、被害を受けるのは冷害であり、台風による被害なわけですよ。それは選択性がないわけですよ。それで同じ地域であった場合に。

○八田委員 全然別の、再分配の話をしていらっしゃるのではありませんか。こういうところの人は被害が余計にある、こちらの方はない、けれども、ある程度、被害のあるところに補助をしてあげた方がいいから、同じ保険をした方がいいだろう。そういうことならば、それはまた全く別な議論ですけども。

○吉武課長補佐 同じ地域のところの、同じような被害があればやはり平場と山間地でリスクに差があるだろうと。明らかにリスク差があるのであればということで、現在「危険段階別の共済掛金率の導入」を行っている。

○八田委員 そうしたら、逆選択は起きないですね。

○吉武課長補佐 そこはそうかもしれません。

○八田委員 そうすると、強制加入の根拠になりませんよ。任意加入にして何の問題もありません。

○木村室長 よろしいですか。先ほど申しました地域全体を平均的に見て、中山間地が高いということでありまして、中山間の地域はそもそも被害を受けやすいのですが、その中でもよく起きているところとか、起きていないところがあるわけです。でも、その地域一定で、一人ひとりに掛金率を設定できれば、これは恐らく逆選択は起きません。

でも、この地域で一つの掛金率が設定されるわけです。組合単位で設定していくわけです。個人個人の田んぼが大体どれぐらいの被害率かを全部把握できれば、それは先ほど火災保険のお話でしたけれども、「外から見てモルタルだ、あるいはコンクリートだ、これで当然、火災の保険料が違いますよね」となる。では、そこに行ったときに、例えば「この田んぼは被害が起きやすいですね」「この田んぼは起きにくいですね」というのはなかなかわからないわけです。

○八田委員 しかし、普通は例えば自動車保険は年齢とか職業とか、いろいろなもので保険料が違いますよね。保険会社にやらせたら、それでできますよ。それが本当に細かい意味で正確かという、それは保険ですから、完全に分類はできませんが、あえて強制保険にかけなければいけないような逆選択が起きるとするのは、本当に保険者の観点から見てリスクが区別できないで、当人にとっては明確に区別ができる場合だけです。

それでここでおっしゃるような中山間地、同じ人が中山間地と平場の場合について違う可能性があるのに利用するから逆選択が起きるのだという議論は、強制加入の根拠にならないですよ。だから、それを指摘しているだけです。社会保険の普通の根拠は逆選択が一番有力なものですから、その根拠にはなりませんよということを行っているわけです。

○木村室長 ここに挙げたものでちょっと誤解を生じているのかもしれませんが、これは「被害率に差がありますよ」ということをちょっと言ったところでございまして、例えば中山間地とかそういう一つのエリアの中でも、被害の起きやすいところもあれば、当然、起きにくいところもあるわけですね。

○八田委員 同じモルタルのものでも、それはいろいろ、度合いによって違うわけです。そんなことは強制加入の根拠になるほど大きなものではありませんよ。基本的な差が看取

できたら、保険というのは成立しますよ。逆選択がある場合には、ほとんどの人が入らなくなってしまうんですよ。本当に危険のある人だけが入ってしまって、普通の人に対する保険がなくなるという状況が逆選択なのです。その状況ではないでしょう。

○昆専門委員 それから、共済にかけるということは共済組合員になるということですよ。共済というのはその農家の住んでいる場所で決まってくるわけですよ。

○山下課長 住所地ですね。

○昆専門委員 住所地ということですね。そうすると、全然違う市町村に農場を持っている場合はどうなるんですか。例えばその人が東京に住んでいたとします。それで農業をやっているのが別の場所であったり、あるいは逆に言うと東京で水田は存在するけど、極めて少ないような人の共済はどうなるんですか。あるいは例えば茨城県の牛久に住んでいるとします。それとちょっと自然条件の違う土浦のどこかにほ場は持っていたとします。それで条件が違いますよね。そういう場合は、それぞれの共済組合に入るんですか。あるいはそれぞれの共済組合に強制で加入させられるんですか。

○山下課長 あくまで農業者の方はその住所地を区域とする組合に加入されます。住所地以外に農場を持っていたりした場合、例えば最近、家畜でそういう場合が少しずつ出てきたようでございますけれども、そのときはその農場を所管する農業共済組合と住所地を所管する農業共済組合との間で委託契約を結びまして、例えば家畜のいろんな傷病事故のいろんな診断とか治療、それを委託をして、その農場を持っている共済組合の方でいろんな治療とかをするという形で、今、対応しているところでございます。

○昆専門委員 例えば僕が新宿区に住んでいて、たまたま岩手県に農場があるとします。そこで耕作をしていると。あるいはだれかにやらせていると。そういう場合、新宿区の行政はその業務を果たせるんですか。

○山下課長 まさに、今、住所地が東京ですね。東京は東京都の共済組合という一つの組合でございますけれども、そこに加入されるという話になります。実際にその遠く離れた都道府県の農場で事故が起こったという話になりますと、委託契約を結んだその地元の共済組合の方でいろんな損害評価とかをされると。

○昆専門委員 今、例えとして新宿で言ったからあれですけども、やはり同じような農場があるとして、けれども、全然、その災害のレベルが例年、全然違うというようなところでも、住所地がその軽微のところ、場合によってはそのエリアでは麦の共済がないと。あるとしても、非常に低いと。その基準でその住居地ということであつたら、それは何か矛盾する場面は出てこないのですか。

○山下課長 今まではほとんどなかったのですが。

○昆専門委員 これからあり得ますよね。

○山下課長 はい。あり得るということですね。まさにその話はちょっと内部で、そういうのが出てきつつあるので、どういうのがいいかというのを検討しているところでございます。

○昆専門委員 まさにそういうレベルの経営になっていったら、先ほど、経営者の能力によってそんなに差がないとおっしゃいましたけれども、現実には相当ありますよ。同じエリアでも。例えば今でもササニシキをつくる、あえてつくるという人と、ヒトメボレをつくるという人と、あるいは箱処理剤はあえて使わないという人と使うという人と、あるいはきちっとした深起こしをしているという人や、さっきおっしゃったちゃんとした管理をやっている人は、大抵の場合、大きな差がありますよ。

逆に言うと、もう、自分の住所地は東京になっていて、最大の情報を持っていて、管理も人を働かせる能力も高い経営者がいたとしたら、その人は制度として困ってしまうのではありませんか。その人であれば、「私は自分のリスクでやりますよ」となるのではありませんか。

○山下課長 技術が高くて事故率が低いという方がだんだん出てくるということで、危険段階別掛金率も導入していますし、それも更にきめ細かく集落で分けた後、更に人ごとに分けるということも進めているところでございます。基本的にはそういう形で、個人別に近い形で掛金率を設定することで、実際の事故率に近い形で対応できるとは考えているところでございます。

○八田委員 そうすると任意加入にして、そういう人は抜けていってもらっていいではありませんか。それで民間の低い保険料のところまで。

○昆専門委員 税金の負担が減るわけですね。

○八田委員 はい。民間の低い保険料のところに入ってもらえばいいわけだから、おたくの保険は本当はかなり危険度の高いところに高い保険料を取ってやるということだけでいいではありませんか。

○山下課長 任意加入にした場合の問題というのが、やはり、米麦、特に米は一度、災害が起きると広く深い災害が起きてしまうことがあるわけでございます。実際、平成5年とか、15年とか、大変な被害が起きたわけでございます。仮に任意加入にして、畑作並みの50%とか果樹並みの25%という話になると、半分、あるいは75%の方が加入されていないということです。米とかで大きな被害が起きたとき、「じゃあ、加入していなかったから、仕方ないですね」ということで済めば、そういう話もあるかもしれませんが、実際はなかなか済まないというのが私たちの認識でございます。

○昆専門委員 ただ、平成5年の例を出されましたけど、平成5年と今では稲作技術も品種も全然違いますでしょう。そんなことも、もう、普及しているわけですよ。なおかつ、生産者のレベル、経営のレベルが上がっているわけですよ。そういう中で「平成5年だった」ということ自身が、今の現実が変わってしまっているのではないかなと。

○八田委員 やはり、「決して国はやりません。任意だけれども、民間にお入りなさいよ。入らなくて外れた人はもう自業自得ですよ」と周知徹底されたらどうですか。そうすれば、恐らく民間の方が発達すると思いますよ。国の保険は、全部やめてしまって、民間に入った人は守られる仕組みにすれば良いのではないのでしょうか。

火事の場合は大体、そうですね。火事で火災保険に入っていなかったからといって、「残念だけど、国で面倒を見てください」と言っても、だれも面倒を見ませんよね。大火のときでも。だから、それは徹底してそういうことを周知すべきではありませんか。

○昆専門委員 一方では生産調整でこれだけお金をいっぱい使っていて、それで食の安定とか再生産とかということに。それで他方で、作物共済に関しては、それは国が関与してやらなければならないというのは矛盾していませんか。やはり、それをトータルに考えて、農業の変化、マーケットの変化、経営の変化、技術の変化というのを反映していくべきなのでは。従来の微調整ではなくて、やはりそろそろ考えなくてはいけないことになっているのではないかと思うのですが。

○木村室長 ちょっと、いいですか。「平成5年」というのは非常に未曾有の被害だったので、そういう表現をしているのですが、現実に15年、16年も多大の被害が出ておりまですし、それはやはり防ぎようがないというのが一つ。

それから、やはり自然災害は非常に大きいので、何かあればやはり「何とかしてくれよ」という声がどうしても上がってくる。それから、「民間で」という話ですけれども、やはりこれだけリスクが年によって、年次間が大きいし、それからかけたコストの回収ができるかといったら、民間はなかなか対応が取れないということで、現在、水稻、麦などについて民間でこのような保険をやっているという事例はないのです。

○八田委員 けれども、国が強制加入をやっているのではやれませんか。

○木村室長 いや、そういう「やりませんか」ということも聞いたのです。

○八田委員 やはり、これが前提では難しい。

○昆専門委員 国がやっていたら民業圧迫になるから、民間業者はやりませんよ。

○八田委員 それから、私は周知徹底でいいと思いますけれども、百歩譲って、何らかの保険をやりたいというなら、自動車保険のように、入ることだけは義務付けるけれども、どういう保険に入るかというのは自由に任せると。そして保険会社に競争させる。そういう手はあると思いますね。

○昆専門委員 先ほどのその被害の受け方のようなことでも、「農家の方が怠けている人と一生懸命な人がある」という表現はちょっとまずいかもしれませんが、共同防除でやっているところでは、お任せでやっているところでは被害が大きくて、それを「これはやらなければ、イモチが広がるな」と思って、そういう地域でも個人で対応している人は被害が出ないということがありますよね。

そういうことで考えると、まさにさっき、平成5年、最近の冷害、あるいは今でも熱風の被害が最近よくありますよね。そういうのも対応する品種を考えると、北海道の生産者でも、「今年はこういう天気のようなぞ」と思って品種を変えて、ほとんど皆、被害を受けたけれども、自分のところは、大丈夫だったという人が結構いるわけですよ。

それはその経営者の判断ではありませんか。そういう経営者の判断が、「生きる」ということが最大の農業経営者に対するインセンティブなんですよ。努力が生きるわけですか

ら。知識が活きるわけですから。むしろ、そういうことを有効に農業に活かしていくということ、要するに国が技術を全部提供して、農民がその作業員としてやる。自ら借金する作男にするという状況ではなくて、もっと農家自身が考えていく形にしないと。ますますマーケットも変化が起きるし、国際的な状況の中でも変化が起きて、天候条件もいろんな変化が起きてくる。技術的にもどんどん民間も含めて新しい技術が出てくる。それについての対応能力が人によってどんどん差が出てくる。

技術ではなくて、技術をどう使うかという経営力があるわけですから、そういうことを活かせる手段としての任意加入が必要なのではないかと。「農家とはこういうものだ」とか「農業、農村とはこういうものだ」ということに、過去に照らし合わせてばかりを言っていると、今、我々、皆さん、農業を前に進めようと思っているわけですから、それにこれがブレーキになってしまうのではないかと私は危惧すると申し上げているんですよ。

○本間専門委員 一点、教えてください。21 ページ、農業災害補償法。これで当然加入、16 条だと思いますが、これは「組合員たる資格を有する者は共済組合の組合員となる」、ここは当然加入のところだと思います。「ただし、全面積を保険対象にする」ということは、この省略してあるところのどこかに書いてあるんですか。

つまり、組合員は当然加入という形で組合員になることはここでわかりました。でも、僕が今の強制加入の最大の問題点の一つだと思っているのは、全面積加入ですよ。その根拠法はこの中かどこか、今すぐおわかりにならなかつたら、事務局の方にちょっとそれを提示してください。そこも、昨年来、議論をしているところは一人の農家でも、一戸の農家でも全面積は、特に大規模になればなるほど加入したくないと。一部だけの加入ならいいけれども、その加入していない面積が欲しいという要望もありますので、その辺りの根拠法と、それから、今日、お答えいただかなくて結構ですけれども、そういうことの検討とか議論が省内であるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○八田委員 私、改めて申し上げますけれども、この 23 ページの自分が注意しているのを区分して加入することを認めない根拠として、逆選択ということがあるという議論は成り立たないと思います。それはもう全く関係ない話だと思います。

○事務局 確認ですが、ホームページをいろいろ調べたのですが、農業共済全体の収支がわからなくて、今の状況においては、強制的にしていなくて収支的に厳しいという状況があるんですか。

○木村室長 要するに被害が起きているか、起きていないかであって。

○事務局 ですから、少しデータをお聞きしたのですが、要するに保険、共済金によって制度が成り立っていく、それが被害が起きれば当然、マイナスも出てきますけれども、例えばここ 5 年とか 10 年をベースに見たときに、例えば保険収支が非常にマイナスに陥っているのかとか、その収支の状況がちょっとわからなかつたので、教えていただけますか。

○木村室長 端的に言いますと、施設物とか家畜のようにある程度、被害率が大きくぶれないものについては、割と収支は安定しています。天候に大きく影響を受けるものについ



ては物すごい赤字の年もあれば、ストック、剰余が残る年もあります。今現在でいいますと、農作物関係はたまたま、今、若干の剰余が出ております。果樹などは累積した赤字が、膨大な赤字が貯まっております。

○事務局 そうしましたら、この各農業共済においてそういった各単年度ごとの収支も含めて、その要因は組合員にきっちり情報提供をなされているんですか。

○木村室長 それはわかっています。組合の方でストックを持っていますので、その積立金を持っていますので、その積立金が多少増えたり減ったりしているわけですよ。

○事務局 それはなされているということですね。

○木村室長 国のあの。

○事務局 各共済組合においてなされている。

○木村室長 はい。各共済組合が自分たちの単年度の収支は当然、わかっておりますし、そこにある保険事業の連合会の収支もわかっておりますし、国の特別会計がどうなっているかということについてもわかっております。

○事務局 それは組合員に開示しているわけですね。

○木村室長 組合員ですね。

○吉武課長補佐 総会時、総代会のときにそういう資料は提供しますし、またホームページなり広報誌を通じて各農家さんなりには連絡するような体制は取っています。

○事務局 わかりました。最後にこの共済組合の監査はどこがやっているのですか。

○山下課長 検査ですか。

○事務局 監査。

○山下課長 監査。共済組合は都道府県が検査に入りますが。

○事務局 それは検査ですね。行政検査。こちらは決算の収支状況を見る監査のことです。

○山下課長 監事ですね。

○事務局 では、外部監査はやられていないということですか。

○山下課長 外部監査は。

○事務局 組合内部の監事による監査がその上にあって、外部監査はやられていないということですね。わかりました。よろしいでしょうか。

○米田委員 ちょっと、大きな方針についてお伺いしたいのですが、今、農林水産省は強い農業を育てようとしておられるわけですよ。強い農業というのは自ら自分で責任を負って、経営責任を負って、きちんと農業をやって、マーケットをつくってというような自立型の強い農業経営者を育てたいと思っておられるんですよ。

今はまだ役割があるということはあるにしても、そういうふうな農業を目指せば目指すほど、今の全員加入型の、こういった共済型の、こういった補償というものがだんだん時代と合わなくなってくるのではないかというふうに私は思いますが、どう思いますか。

○山下課長 農業災害補償制度、まさに今、今の時点でリスクがあって、そして災害が起きることがあると。起きたときに、結構、大きく深い被害が起きる可能性がある。その

ときにそれをある程度、救済しないとイケないと。米と麦は非常に重要な作物ですので、地域にとっても重要なのでほっておくわけにはいかない。

一方、消費者の方々も米、麦の話になると非常にセンシティブになられるので、やはり国としては何らかの対応を打たないとイケない。そのときに、災害救済で何か特別な対策をやるよりも、事前に農業者の皆さんに掛金をお支払いいただいて、それは勿論、国も支援をした上で共同準備財産を積み立てておく。そして災害に備えるということが、今、必要だという考え方でございます。

○米田委員 それは今ですよ。

○山下課長 今です。

○米田委員 でも、将来的にはやはり順次、どんどん強い農業を育てていく過程においては、やはり望ましい姿は強制加入ではなく、任意加入で個々の経営者が経営判断のもとで加入するかどうかを決める仕組みの方がより強い農業者が育てられるのではないかと。もっと先に行ったら、実はこれは国でやらなくても、民間でやるということも考えられるのではないかと。ということもありますよね。

その中で、今、必要ということと、将来に向かってこれをどう変えていくのが日本の強い農業を育てるためによりよい制度になるのかと思ったときには、当然、任意加入も考えなければいけない、民間移管も考えなければいけないということはあると思うんですよ。それについてはどうですか。

○山下課長 将来的にいろんな議論がなされることは別に否定はしないのですが、まさに今、この制度が必要だという前提で私たちはこの制度を運営するという責務を負っているわけですので、当面、この制度のもとでやっていかないといけないと考えているところでございます。

○米田委員 でも、「今、必要だ」と言われても、もう既に先端的に頑張っておられる経営者にとっては必要ではないということも、現実、起こっているわけですから、時代は変わっているわけですよ。

○昆専門委員 今、先ほど課長が「今、この制度がある中で私はこの任務を担っているわけだから」というお話をされましたけれども、それは次の時代があるかもしれないということですね。

○山下課長 次の時代の話は、私ではない、もっと若い方のお話だと思います。

○米田委員 でも、そんなに時代は遅く推移していないと思うんですよ。

○八田委員 一つだけコメントすると、昆さんがおっしゃったことは、逆に言うと今のよ様なシステムを続けるとモラルハザードが起きますよということでもあるんですね。要するに強制保険で、皆、入れてしまうから、努力をしない人も出てきますよという側面もあって、かえって市場の失敗をつくり出しているという側面が一つある。

それから、もう一つ、保険は前、算定会で保険料を設定するなど、公的な関与がすごく多くて、ものすごい無駄が起きたのです。地震でも何でも。それを随分、直したのですが、

そのときのその一つの鍵は、やはりキャット・ボンドというカタストロフィが起きたときのボンドですね。その市場が随分発達しましたから、それが民間でいろいろ機能するようになったということもあると思います。

したがって、とにかくこれだけ財政難で、それから農業者は革新的なことをどんどんやってもらいたい状況なのだから、徹底的に変革すべく、根本的な御検討をお願いしたいと思いますね。世の中のために邪魔になるものはやはりどんどん直していかないとはいけません。

○事務局 八田先生が「キャット・ボンド」とおっしゃったので、付け加えますと、恐らくすべて、今の保険制度をそのままキャット・ボンドに移行させると言ったら、民間は恐らく「ノー」と言ってくる。ただ、基本的に再保険の制度ですので、一部、もしくは地域別、エリア別とか、そういうやり方でやれば可能性も多々出てきますので、お調べになる際は、そのすべてを置き換える前提でのキャット・ボンドではなくて、いろんな分割型、一部型とか、そういう観点でやっていただくようお願いします。そうすれば、非常に有効なリスクヘッジ手段ではあると思います。以上にしてよろしいですか。ありがとうございました。

○事務局 そうしましたら、事前に質問をお配りして、送付しておりまして、29ページから最後まで御回答をいただきまして意見交換をしたいと思います。

○引地課長 研究開発部門を担当しております引地でございます。よろしくお願ひいたします。まず、12番目の問いについて、いただきました御指摘で、これはかいつまんで言いますと、情報提供に努めて活用の促進を図るなど支援をすべきだということ、最後ということになりますが、今、御覧のとおり、パンフレットやらホームページ等で情報提供をしております。

それで具体的には育成されたような品種、例えば稲なら稲の品種の遺伝的な特性とか成績については、その育成している研究所の研究報告なり、あるいはその研究内容についてはホームページで提供しています。私どものところは主として作物研究所というのがありまして、そのホームページにはその開発されたものについての情報が提供されているということ。

あるいは育成が終了して、まだ品種として登録されていないような系統につきましては、それも具体的には稲の品種特性検索データベースとかがありまして、す。そこでまだデータが開発、掛け合わせたようなものは具体的な、それがこのデータベースでは系統データその他、生産性や耐病性に関するデータが、出てきた時点で追加される。すなわち、多収性だとか病気に強いというのはまだ成績がないものもありますから、ただ、わかるのは系統がわかるは、のです。親、祖父さん、祖母さん、そういうもので逐次、データが蓄積されてくるとそれに付加されるということで、そういったもののこのデータベースの検索システムは既に提供されております。

更にジーンバンクの方でもそういった未系統の遺伝資源のデータベース、これは収量と

か抵抗性、いわゆる特性、生産特性ですね、そういうものを付与したものが提供されているというように、今、かいつまんで申し上げましたのがおり、情報についても、ここにパンフレットやホームページ等々で提供しているということでございます。

御指摘の「更に情報内容をもっと充実せよ」というお話については、まさに今、いろいろ中身について検討をしているところでございます。早急に結論を出して、お示しをしていきたいと考えております。これが第1点目でございます。

続けて、八田委員、よろしゅうございますか。それから2番目でございますが、機構等が行うその品種開発に関する業務、業務の一部を含むということで、「民間委託や民間開放の可能性を検討し、云々」ということですね。

これでちょっと御覧いただきたいのは、この色刷りの表でございますが、今、品種開発をして、最終的に品種開発をして、それを世に出すまでのその稲の候補がいろいろな試験、調査を経て、最終的に出ていくプロセスをここに書いたものでございまして、実はこのペーパーにございます上段のものはこれまでのやり方でございます。下が今度、改正した内容でございます。

ごく簡単にいいますと、上の図でいいますと、系統の固定後の、ある稲の品種の成績が、成績というか、遺伝的に固まったもの、候補ですね。候補があって、それぞれについて系統適性試験とか特性試験とか、県奨励品種決定試験云々という試験を行います。系統試験はある場所で育成しても、例えば東北で育成したものが関東では大丈夫かとか、別の試験地で本当にこれが育つのかとか、大げさにいうと育つのかというような、地域のやるもの。

特性検定試験は病気とか、台風に倒れにくいとか、風、大風に倒れにくいとか、我々はこれを「倒伏性」と言っていますが、それとか、稲でいいますと一番大きな病気はイモチ病でございます。イモチ病に強いか弱いかというのは非常に重要なところでございまして、そういう特性を調査するという検定をします。

それと、県は県でやはりそのデータをベースに自分の地域で合うかということもやっております。最終的に、今までは独立行政法人がやっていたということ。それで成績が出たものを検討して、農林水産省が名前を付ける。それで最も大事なのはその後に品種登録出願がなされるということ。これは種苗法でいうところの一番最後、品種登録がなされるというのが今までのシステムでした。

今回はどこを大きく変えたか。まず、制度的に一番大きいのはこの品種登録出願という一番最後の出口でやっていたものを、下の図で見ますと「系統固定」と書いてございますね。その下に「育成後育成地が随時命名し」云々かんぬん、要するに品種登録出願を最初にやってしまおうと。

この意図は何かと申しますと、品種登録をしないと「未譲渡性」という種苗法の法律の考え方がありまして、品種登録をする前に、一年以上前にもう既に民間とかに譲渡して、民間で使ってしまったというような、その後、「これです」と品種登録をするというのは、これはいけませんよということなのです。

逆に言うと、旧制度では品種登録出願をするまで民間参入がなかなかできないという旧制度でした。これを最初に持ってきて、まず品種登録は、これ、育成者というのはその品種のもとをつくった人です。これは今後は独法でもいいですよ。大学でもいいですよ。県でもいいですよ。民間でもいいですよ。そういう制度でございますが、ここで固定して、その後にあとはやはり従来の通り成績は見極めないといけませんから、見極めるのですが、大事なのはここで今度、が、これからは民間の人がその試験に参画できるわけです。

民間の人に種をやって、自分で植えてみて、あるいはそのお米をやってみてと。この民間の試験とは何だと言え、まず育成、成育、よく伸びるかということの試験もさることながら、例えばお酒に合うかとか、製粉、例えば小麦ですと製粉、あるいは麵への適性かどうか、これは食品会社。お酒は酒造、種苗会社。あと種屋さんも含めて、そういうことの評価に今度は参画できてくるという制度に変わるということです。

最終的に、これは「独法等」と書いてありますが、独法などが品種を結構提供していますから、「独法等」と書いてあります。これは民間も、要するに大学が育種のもとになれば、それは大学が中心となっていく。それで成果を審査して、その審査の所定の様式で審査の結果を出してもらって、あとは国がそれを認定すると。

もう一度、ちょっと恐縮ですが、上の図を見ていただきますと、出生簿出生魚、ではないのですが、名前が変わっていくんですね。お米の、最終的に上の段を見ると「イクヒカリ」、これはコシヒカリとかササニシキと同じような一般のお米の名前。実はそのほかに、これは「農林何番」という番号が付いている。この番号を付与してきたわけです。

「イクヒカリ」というのは、これは育成者が付けなければいいわけですが、今は制度を変えてから、育成者が付けている。最終的に農林番号だけは付与される。実はこれは知識でございますが、「イクヒカリ」は最終的に商品で出ていくときの名前でございますが、その前にこの「福系 6531」は候補の一つですよ。実はこれは福井県でつくったということで、それから、それをもっと広い範囲で調査しようということで「越南」という、上越のあの辺でありますとかと、もう名前が、候補がいろいろ変わってきて、最終的には「福系」とか「越南」という名前はもう世の中には、商品として出たらこれは関係ないですね。最終的には「イクヒカリ」ということで出る。

こういう制度に、制度の条文は今日はお持ちいたしません、考え方としてこういう制度に切り替えるということで、措置をいたしました。

○八田委員 名前が変わっていくのは、この旧命名法。

○引地課長 旧命名法です。これからは最初にもう名前がどんと付いてしまうのです。

○八田委員 もう、それで一発で決まってしまうわけですね。わかりました。

○引地課長 ただ、農林番号が何番、何番というのは、後で付けます。

○八田委員 それは最後に付ける。

○引地課長 はい。付けますけれども、そのこと自体が意味があるわけではなくて、世の中には「イクヒカリ」という名前で流通するというか、そういうことになっているという

ことで、これは最初と最後をどんと切り替えて、民間参入がしやすいようにするという制度に切り替えたということが一つ。

今、もう一つ、検討中でございますが、やはり産学官の連携強化ということで民間と公的機関が一緒になって、いろいろ研究を、どういう研究をしていくのかというその場合は、私どもの例えば機構の中にも産学官連携室をつくってやっていますが、もっと広く民間の機関も入れて、お互いのこういう弾出しといいますか、マッチングというのでしょうか、そういう場づくりができないかということで、ちょっとその辺を仕掛けてみたいということで、今、検討しているということが、おります。途中経過でございますが、こんなこのような措置をしたということなり、あるいは検討中だということでございます。

ちょっと急がせていただきます。済みません。それから3番目でございます。3番目に「未登録及び系統名の植物等の民間への有償」云々ということでございますが、これは地方公共団体には地方公共団体としての考え方がありますので、ちょっとここは置かせていただいて、例えば機構に限定して申し上げれば、開発したその系統については、研究開発用ということで、もう既にジーンバンク、これは12月も議論をさせていただいたのですが、ジーンバンクを通じて実費相当で既にこれは配布をしているということで、ジーンバンクは何も原種だけではございません。系統途中のもの、未系統のものの一部も、これは寄託してされて入っています。

しかも、ジーンバンクのホームページを開いていただければ、どういうものが入っているかということが載っていますので、そこでできるのだということで、ちなみに今、実績として、ちょっと、今、来るとき、全部、調べてきたのですが、このジーンバンクを通じてその配布実績のあるものが約203点ぐらいありました。ジーンバンクから配布したものです。

それで、うち民間の方は26件ありました。大学の研究者の方とか、これはジーンバンクは原種に近いものから実用に近いものも、いろいろありますから、研究に使うものもあるし、あるいは公的機関、いわゆる県の試験場などが入手しているというものもありますので、いろいろなパターンがありますけれども、いずれにしても品種数にしては、例えば、では、どんなものをやったのだということ。

私どもが聞いた一つの例としては、メロン。あれは「中間母本」といって、品種になる前の原種でもなくて、その中間ぐらいの育ってきているようなものですがけれども、候補の一つです。それをお分けしているということとか、米でいうと酒米の品種で「春陽」という、これは低グリルテリン米といっって、蛋白質が少ないのです。酒米にはとてもいいものなのですが、これの提供もされているということで、私どもはクローズをしているということではなくて、12月も議論をさせていただきましたが、そういうことになっているということ。

更に類似して、(3)との類似でございますけれども、有償移転ということでございます。我々はまず基本的に、そうはいつでも公的機関の中につくったものは公共財の一つで

あるということで、基本的には御提供をするときは許諾という考え方でやっています。ただ、共同研究や育種開発のもとということについては、そういうものについてはお分けするということです。

○農林水産省 独占的契約。

○引地課長 共同研究でやりますと、独占的に許諾をすることもできるということで、ですから、何でもかんでもこんなという感じでやっているということではないということで、これもまた12月に議論をさせていただきましたけれども、現状、また再度、申し上げさせていただくと、そういう状況かなということです。ちょっと急ぎまして、恐縮でございます。

○事務局 ありがとうございます。

○昆専門委員 このプロセスの変化、大変いいことだと私も思います。それで今、この中で特に一番最後、実は去年もある生産者の方と御一緒に話した件でございますけれども、要するに、今、国と共同研究の形にするのであれば独占権を認めるよということですか。間違いなく民間の方が商売人ですから、育種速度が速かったり、商品ニーズに応えることができるわけです。今の種苗の話なども含めまして、「これ、金を払うから、私の独占にしてください」と。その「共同なら」ということの意味は、なぜそういうことになるんですか。

○引地課長 私はその前に、ちょっと、昆さんに聞きたいのですが、ここは今、民間の育種開発、品種開発という議論ですよ。民間の方がその元種というか、持って行って、自ら品種開発をするではありませんか。それで品種をつくったら、そのもとの素材を提供した機構は「それは俺の権利もある」というのは事は言わないのです。ですから、品種開発をしないで、機構のものを持って行って、ただ御商売として使うという意味での独占使用権を付与しろということなのではないでしょうか。

○昆専門委員 いや、そんなことはありません。例えばここでこの系統固定が先にあるというのも、その意味合いでもすごく有効なことだと思います。というのは、この育種でまだ品種として登録されていない段階のものであっても、現在であれば、その遺伝的性質がかなり明確にわかるものがいっぱいあるわけですよ。

それになおかつ民間業者として、育種屋さんをお願いをしてやってもらおうと。これに彼の商品開発のイメージで、こういうものを使えば、春陽で酒をつくろうと、あるいはLGCソフトで酒をつくるという人もいるわけですよ。あるいは企業であってもいいかもしれません。しかもそれを使って商品開発をするのも自分の独自の商品開発や自分の独自の農場だけでつくるということもあり得ると思うんですよ。

だから、完全に特定されたものではなくて、まだ次のものを作って、当然、独法に対してはしかるべき費用は負担すると。

○引地課長 育種開発をしますときは素材を許諾ということで提供いたしますね。昆さんのその御存じの農家の方がそれに何か掛け合わせて品種改良、新しいものをつくるのでは

ありませんか。我々はその許諾したというのの意味は、そのもと元を許諾しただけで、新しく品種改良をした、新しくできたものはもう機構も独法も権利の及ぶところでも何でもないので。

だから、そこは育成者権というのは、まさにその農家の方が育成者権があるだけで、私どもというか、機構は別にないのです。別にないのです。機構の立場にしてみれば、そのAという農家の方にも許諾します。所有する品種はこれは公共財で、やはりすから広く使ってもらうためにはBと必要があります。Bという会社の人もが使いたいというときに、もうAの人に全部明け渡してしまったので、あなたはもうやれませんかということは、私どもとしてはこれは公共的な視点からこうは考え方としてはつらいはとりづらい。

ですから、私たちは何も新しいものをつくる時にそんなに干渉はいたしませんから、素材は、これは許諾という形でやらせてもらいたいということを、私も先生に何度も申し上げているのですが。

○昆専門委員 ただし、そういう場合は独占的に使うことも構わないということですか。

○農林水産省 権利化されて。

○昆専門委員 共同ということになっていれば、独占的に使う、ではない。

○引地課長 すぐ右から左で、ただ御商売として使うというのは、これは育種改良でも何でもありませんか。ただのビジネスですよ。

○昆専門委員 今ある品種をそのまま使うということではなくて、それをベースに改良するということです。

○引地課長 でしょう。

○農林水産省 改良したその結果を。

○昆専門委員 自分たちが目的とする。

○引地課長 改良したものは育成者権というのは、その方に付与されますから、これは何も独法の制度でも何でもなくて、種苗法という法律に基づいてそうなっているのですから、私が何度も申し上げているのは、そこのところなんですけどね。

○農林水産省 あとは機構が持っている能力を使って品種改良を一緒にやるというなら、最初から共同研究の契約を結んでいただいて、それぞれの役割分担で品種を開発すると。開発されたものは先ほど申し上げましたように、共同研究契約を結んでありますから、一定期間の独占的使用権というのを認めることは今のところはできますと。

○引地課長 当然ですね。

○昆専門委員 一定期間ということですか。特許法、特許に関わるような一定期間ということですか。

○農林水産省 それは機構の交渉で、今、そうですね。

○農林水産省 機構と交渉です。例えば5年とか10年とか。

○農林水産省 そうです。

○昆専門委員 では、それは公共ということですか。独法の権利を留保しておきたいとい



うことですか。

○農林水産省 独法が公共の的な立場としても、その品種開発に共同研究で関わっているがゆえです。公共体によって公表として開発することが世の中のためになることがあるからであります。

○農林水産省 特許でもそうですけれども、2人で発明したときには、2人で共願という形になりますよね。育成者権も同じで、共同研究ということで一緒に育成に携われば、両方で権利を持つことができますから、それはその間、民間の方に一定期間、独占的に使わせていただくと。

○昆専門委員 例えば、その一定期間という判断をするのは、一定期間というのは25年間になるのかなと思っていたら2年だったとかね。そういうことで、おおむねどうだというようなことはあるのでしょうか。

○引地課長 それは相対交渉ですよ。協議というか。

○農林水産省 ただ、規程上は5年間で、最近10年はお認めしているというふうに聞いております。

○昆専門委員 例えば、最終的な育種が終了してからということ。

○引地課長 そこを一つ、理解していただけるとありがたいというのが、この(2)、(3)の議論でございます。なお、(1)、特に情報の問題については今日は余りつまびらかにしておりませんが、今、鋭意、検討中ということで、要するに民間の人から見て、先ほどもちょっとお話がありましたが、多分、民間の人が入るとするのはやはりホームページが一番、今、手っ取り早いです。

手っ取り早いけれども、何しろ、研究データなものだから、なかなか小難しいというのがありまして、それを何かすぐあっちに飛べる、こっちに飛べるというふうに使い勝手をよくするとか、あるいは情報の中身を、その情報量というのでしょうか、こちらからいろいろインプットするのは大変な作業ですが、入れられないかとかです。

○昆専門委員 特に僕は旧食管作物はほとんど官のところでやってきているわけですから、そこに大変価値のある財産がいっぱい貯まっていると思うのです。それを有効化するためにも、もっと財務省にそこに金を使えと。そしてもっと民間と一緒にやるために、財務省からそこにもっと金を突っ込めということを技術会議として主張されたらどうですか。

○引地課長 私どもも今、予算要求を一生懸命やっていますが、それはそれとして、財務省云々ではないですね。やはり、これは育種開発という一つのコンセプトの問題なので、やるべきものはやるという感じですかね。

○昆専門委員 特に今までJAS法とか、ああいう登録の問題で民間の人が米の育種に取り組めなかったわけですよ。普及するためにいっぱいハードルがあったので。やっとその辺のところも何か変わってきていたり、機能性米についても、先般、厚生労働省の方でも何か前向きなお話をしてくださったりしていますものですから、であればこそ、民間でどんどんそういう期待値が出てきて、やはりそういう彼らにとってのインセンティブが働く

要素を、どんどん膨らませていった方がいいだろうと。それは、皆、その権利が商売なわけですから。

○引地課長 それは私どもの本意と同じです。そのときに育種開発という一つのこの中で、どういうふうにして行うのか、あと私どもの場合、やはり公共的な立場からどうあるべきかというところのいろいろな中でどう判断していくかということで、今、の中で、御議論をさせていただいているところでございます。

○事務局 素材を提供していただいて、経営者の方がいろんな努力をして新しい品種を開発したと。それについては独占的な使用が認められる。そこまではいいのですが。

○引地課長 そのときは育成者権が付与されますよね。

○事務局 育成者のですね。ただ、素材が公共的なものであって、どの素材を使ったかということ限定すれば、要するに他の人にとってよく似たものはつくれる可能性があるわけですね。

○引地課長 ありますよ。

○事務局 ありますよね。そうしたら、その人がかけたコストとか何とかというのを、よく似た名前違う品種にするのでしょうけれども、幾らでも他に回収されてしまう可能性はないのですか。

○引地課長 それは私はこう思っています。それは先に、だから国がこちらで「あなたにも付与します」「あなたにも付与します」と言って、今の話は「この人たち、先行、最初に付与された人が損をしてしまうではないか」云々という話に通ずる話だと思いますけれども、それは僕私はマーケットの話問題だと思っていて、おります。育種改良の世界で品種のものの素材を提供するのは、それは機会は均等でないと、いけません。「あなただから許します」「あなただから許しません」というのは、これはないだろうと。

その上で、品種開発をして、全く同じものはまず作りませんよ。もし、同じものをつくったら、それは先につくった方が育成者権を付与されますから、独占的に使えますから、全く同じだということはないとは思いますが、ただ、売れるか、売れ筋か、売れ筋でないかというのは、ここは僕はマーケットの世界だと思いますよ。育種改良の世界でそこまで責めを、に責任を帰するのかというと、違うのではないかというのが私の感想です。

○事務局 よろしいでしょうか。そうしましたら、今日はこれで終わりです。ありがとうございました。

○引地課長 どうも、よろしく願いいたします。